

平成29年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成29年3月7日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 3月7日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 3月7日 午後5時00分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

1番	仙才守	10番	大西一司
----	-----	-----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	野上武典
税務課長	笹山芳宏	福祉課長	大西博己
産業交流課長	海川好史	住民課長	籾和夫
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男
簡易水道対策室長	松本博文		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣言

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第5 議案第2号 平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第3号 平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第4号 平成28年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第5号 平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第6号 平成28年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第7号 平成28年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第8号 平成28年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第9号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 職員ゝ配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 勝浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する

条例について

- 日程第17 議案第14号 執行機関の附属機関に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 勝浦町消防団分団詰所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 勝浦町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 勝浦町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第23号 勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 勝浦町道路線の認定について
- 日程第28 議案第25号 平成29年度勝浦町一般会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成29年度勝浦町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成29年度勝浦町簡易水道事業特別会計予算について

日程第31 議案第28号 平成29年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

日程第32 議案第29号 平成29年度勝浦町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第33 議案第30号 平成29年度勝浦町介護保険特別会計予算について

日程第34 議案第31号 平成29年度勝浦町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第35 議案第32号 平成29年度勝浦町病院事業特別会計予算について

日程第36 議案第33号 平成29年度勝浦町物産販売特別会計予算について

日程第37 諮問第1号 勝浦町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第37まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

○議長（国清一治君） 開会前に執行部のほうから議案の一部訂正がありますので、許可しますので、野上参事のほうから説明をお願いします。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） お手元の机のほうに配付させていただいております議案第14号それと議案第15号につきましては差しかえをお願いします。

変更内容につきましては、第1条の2行目に法律第67号。の後に以下「法」という。という文字を加入させていただきました。

議案第15号につきましては、それぞれ分団詰所の位置のところ、住所につきまして1番地10を簡略化して1-10としておりましたものを1番地10というように正確な地番を記載させていただいたのと、裏面の附則の第2項にこれまでありました勝浦町コミュニティー消防センターの設置及び管理に関する条例の廃止ということで、廃止の項目をつけさせていただきました。

以上が差しかえの内容でございます。

もう一件、議案第32号、これにつきましては訂正をお願いします。

病院の一般会計の当初予算で2ページ目でございます。

一番上、第4条の1行目、101万6,000円となっているものを、恐れ入りますが85万9,000円に訂正をお願いします。議案第32号、病院の当初予算でございます。2ページ目でございます。よろしいでしょうか。第4条の1行目、不足する額101万6,000円となっているものを85万9,000円に訂正をお願いします。

○議長（国清一治君） もうこれでいいですか。ちょっと開会時間が来よるけん。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） はい。

○議長（国清一治君） 今回もまたかなり訂正なり修正が出てますので、各課長の詳細説明のときでもこの分は触れてください。そうせな一発に修正できませんので、こんな簡単なもんじゃないと思う。

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会3月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

監査委員からの例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付されておりますので、報告しておきます。

続いて、会議等への出席状況を報告します。

1月26日から27日、千葉県で開催された市町村議会議員特別セミナーに松下議員が出席しました。

同じく1月26日、徳島市で開催された県国保運営協議会会長連絡協議会に森本議員が出席しました。

1月28日、徳島市で開催された勝浦町建設業協会新年互礼会に私が出席しました。

1月29日、勝浦町で開催されたスポーツ少年団駅伝大会に私が出席しました。

1月31日、徳島市で開催された第67回徳島県人権教育研究大会に美馬議員が出席しました。

2月1日、北海道今金町産業建設教育常任委員会視察団が来庁され、私が出席しました。

同日、徳島市で開催された第34回徳島県市町村トップセミナーに麻植副議長と私が出席しました。

2月10日から12日まで徳島市で開催された法務実務研修セミナーに美馬議員が出席しました。

2月13日、勝浦町で開催された勝浦町老人クラブ連合会新年互礼会に私が出席しました。

2月19日、勝浦町で開催された第29回ビッグひなまつりオープニングセレモニーに私が出席しました。

2月20日、徳島市で開催された徳島県町村議会女性議員連盟研究会に美馬議員が出席しました。

2月28日、阿波市で開催された勝浦町環境町民会議に森本議員が出席しました。

3月1日、勝浦町で開催された勝名地区町村議会議員研修会に全議員が出席しました。

3月2日、勝浦町で開催された地域ぐるみの学校支援協議会に美馬議員が出席しました。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、中田町

長，藪下副町長，椎野教育長，野上参事ほか関係課長でございます。

なお，本日簡易水道事業特別会計予算及び水道関係に関する条例改正についての議案説明を松本簡易水道対策室長が行いますので，出席をしていただいております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成29年勝浦町マラソン議会3月会議における会議録署名議員は，1番仙才議員，10番大西議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

2月23日に議会運営委員会を開きましたので，協議結果を報告いたします。

会議日程ではありますが，本日から10日までを議案審議，21日から23日にかけて一般質問，24日に議案審議を予定いたしますので，ご協力をよろしく願います。

なお，今3月議会における全ての第一読会において，会議規則第52条にある，議長が議員として質疑を行うときは，会議規則第53条にある自由討議と同様に，議長席で行うことと決定いたしました。

また，試行的に今議会からプロジェクター等電子機器を用いての説明，質疑，質問及び答弁を行うことができるように決定いたしました。ただし，本格的実施の際には執行部とも協議をしながら実施したいと考えております。

以上，報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長(国清一治君) 次に、日程第4、議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算(第7号)から日程第11、議案第8号、平成28年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第2号)までを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 皆さんおはようございます。

平成29年勝浦町マラソン議会ひな会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところご出席をいただき、深く感謝を申し上げます。

また、議員の皆様方には、日ごろから町政の発展にご尽力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、町長としての3期目の任期も早いものであと一年足らずとなりました。振り返ってみますと、昨年度に行いました役場庁舎、住民福祉センターの耐震補強事業や本年度行っている消防団第6分団詰所の改築や子育て交流支援センター(仮称)改築事業など町有施設の整備、県道改良事業への取り組み、町単独道路改良事業及び簡易水道施設改良事業の実施などハード面での事業進捗に向けて懸命に取り組んでまいりました。これと並行して農業を初めとしたさまざまな産業振興事業、子育て支援事業、移住定住促進事業などソフト面におきましても最大限の取り組みを行ってまいりました。今、国においては、一億総活躍社会の実現のため働き方改革への取り組みとともに地方創生を本格的に展開しております。現在日本の国全体が、特に本町を含む地方が、その存続をかけて取り組んでおります地方創生事業につきまして、本町では昨年度策定をしましたかつうら創生総合戦略計画に基づき、各事業を行ってまいりました。その中では、当初の目標を達成できたものもあれば、そうでなかったものもあります。目標に至らなかった事業については、その原因や課題などを十分分析、精査



し、その解決策を見つけながら、かつうら創生総合戦略の実現に向けて一層努めてまいりたいと考えております。平成27年に実施されました国勢調査の結果では、史上初めて国全体の人口が前回調査に比較して減少する結果となりましたが、その後においても国全体また本町においても人口減少に歯どめがかかるような状況とはなっておりません。この人口減少の状況から脱却を目指し、町の存続をかけて地方創生の取り組みを一層強化するため、新年度の予算案を提出させていただいております。私としましては、現任期の残り期間を「みかんが香り笑顔あふれる元気なまちかつうら」の実現のために引き続き全力で取り組んでまいり所存であります。こうした決意のもとに新年度町政に取り組む私の所信を申し述べ、議員の皆様方を初め町民の皆様方のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

それでは、新年度の主な事業についてご説明を申し上げます。

1点目は、産業の振興についてであります。

農業の振興につきましては、勝浦みかんブランド化事業として勝浦みかん生産販売促進協議会を中心に統一段ボールや品質向上、物産展などへのPR活動などブランド化への取り組みを一層強化するとともに、本年度からのみかん収穫お助け隊に加え、農家の労働力不足の解消や耕作放棄地対策を行うアグリサポート設立準備事業により果樹栽培へのサポートにも努めてまいります。また、産地を維持し、ブランド化を進めるためにもJA東とくしまのみかん収穫時の労働力対策について連携を進めてまいります。

鳥獣害防止対策では、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、集落を一つの単位とした広域的な防護柵などによる被害防止対策を実施しており、今後も引き続き本事業を推進するとともに、猟友会と連携を図りながら有害鳥獣駆除に取り組んでまいります。

次に、林業の振興については、今年度策定が完了する森林経営計画に基づき、林業の基盤整備、間伐の推進などによる林業再生に国や県、森林組合、研究機関などと連携して取り組みます。

商工業の振興につきましては、6次産業化への取り組みとして商工会と町内の商店が取り組んでおりますみかんペーストを使ったお菓子や郷土料理などのPRに企画補助金が活用できるよう商工会へ助成し、地域経済の活性化を図るとともに、特産品の

PR効果につなげてまいります。

観光交流事業では、現在人形文化交流館で開催をされております第29回元祖ビッグひな祭りが、昨年のブラジル、リオでの人形展示の効果もあり、例年以上のにぎわいとなっております。また、このビッグひな祭りに合わせて飾りつけが行われています坂本地区の奥座敷や町内各所のひな街道におきましても例年以上のにぎわいを見せています。本町では地域活性化団体が主体となってビッグひな祭りを初めさくら祭り、武者人形祭り、ホテルまつり、かつうら元気市などさまざまなイベントが開催をされておりますが、こうしたイベントの連携により勝浦町をさらに魅力あふれる町とするためにも、昨年6月に設立されました勝浦町地域活性化協会が中心となり、本年夏ごろの完成を予定をしている勝浦町地域活性化センター（仮称）を拠点として観光交流、移住定住の取り組みを着実に進めてまいります。

2点目は、教育・文化についてであります。

町民からの強い要望によりまして、昨年4月から地方創生事業の一つとして取り組んできました阿南方面への通学支援車両の運行事業については、1年間の試験運行の結果、一定の利用が見込まれることから、新年度より町営による運行事業として展開してまいります。

特色ある学校教育の充実では、情報教育の充実を図るため、校務支援システムを初めICTを活用した教育を推進するための環境整備を行ってまいります。

また、人権教育の推進では、昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が成立し、部落差別のない社会の実現に向け、地域の実情に応じた施策を講じるように努めていくこととされる中で、これまでの人権教育、啓発をさらに充実させるための新規事業として人権教育総合推進地域事業を3カ年の取り組みとして実施します。

文化芸術振興では、平成29年2月に第20番札所鶴林寺境内が国の史跡に指定を受けたことを契機として、お接待文化の醸成と地域ボランティア活動組織との連携、協力、さらには四国霊場の世界遺産登録に向けた文化の発信を四国各県各市町村とスクラムを組み合わせながらPRに努めていきます。

また、本町の持つ貴重な伝統文化の伝承のため、勝浦座による今山農村舞台での人形浄瑠璃公演、子ども阿波人形芝居教室開催などを継続して支援してまいります。

文化振興の面では、2年前の町制60周年を記念して再開しました町民体育大会を引

き続き開催し、町民の体力向上、世代間の交流の促進、地域の結束強化と活性化のために一層内容の充実に努めてまいります。

また、現在本町のスポーツ、文化振興などの面でお世話になっております総合型スポーツクラブK-F r i e n d sにつきましては、従来のスポーツ教室や文化面での取り組みに加え、スポーツツーリズムとしてフォトオリエンテーリングなどの新しい事業に取り組んでいただき、交流とスポーツを通じて健康で活力あるまちづくりに貢献をいただいています。町といたしましても引き続き支援を行い、町民の体力向上、健康増進を図っていきたいと考えております。

3点目では、健康・福祉・子育てについてであります。

健康関連の取り組みにつきましては、がん検診の無料クーポン配布や特定健診の受診料無料化などを継続して、受診率の向上により疾病の重篤化を防ぐなど町民の保健予防に努めてまいります。

福祉関係の取り組みにつきましては、ひとり暮らし、高齢世帯の抱える日常生活の不便を解消するための配食サービスや地域安心サポート事業、交通弱者対策として開始したタクシー券やお買い物バスの運行などの在宅支援の充実に努めてまいりましたが、引き続き取り組みを行ってまいります。

さらに、昨年度から実施をしておりますお泊まりデイサービスの夜間体制を新年度から強化して、高齢者の方が安心して利用できるようにいたします。

障害者福祉につきましては、従来からの給付や相談窓口からの要望を踏まえ、障害児童を抱える保護者の就労支援をさらに充実させていくための基本調査を実施いたします。

子育てへの取り組みにつきましては、近年に開始をいたしました保育料、医療費、出産祝い金など子育て世代に対する経済的な支援を継続することに加え、新年度からは学童保育にも多子世帯やひとり親世帯など特に経済的な支援を必要とする保護者への支援を充実させてまいります。

さらに、新年度からは婚姻、妊娠、出産に対する支援の継続に加え、新生児聴覚検査費や多胎妊婦超音波検査費などの助成事業も新たにスタートさせ、出生率の向上に向けての施策をさらに充実してまいります。

この春には新しい子育て交流支援センター（仮称）が完成オープンをいたします。

運営内容等につきまして十分検討して、子育てをするなら勝浦町へというキャッチフレーズを情報発信する拠点として充実をさせてまいります。

勝浦病院につきましては、勝浦病院改築基本構想案を策定し、ホームページなどを通じて町民の皆様方にお示しをし、ご意見をいただいているところであり、今後この基本構想をもとに具体的な計画へと進めてまいる予定としております。

また、平成28年度補正予算におきまして、病院改築基金の積み立てをお願いしているところであります。平成32年度までの5年間について同様の措置を続けることで、規律ある財政運営を行ってまいりたいと考えております。

4点目は、社会基盤・環境保全・地域安全についてであります。

まず、道路整備についてであります。県道阿南勝浦線の沼江バイパス3期工事は、測量を終えて、現在用地交渉を進めているところであり、町といたしましても側面的協力を行うとともに早期完成に向け、県などの関係機関に引き続き要望してまいります。

県道徳島上那賀線については、生比奈小学校から東側の歩道整備につきまして測量設計を終え、既に用地交渉を行っており、交渉が成立した部分から逐次工事に着手しております。早期完成に向けまして県などへの関係機関に引き続き要望してまいります。

県道新浜勝浦線は、平成28年度に星谷工区に着手し、測量設計を終えております。新年度は用地測量に伴う境界立会を予定しており、一部地区では用地交渉に着手する予定となっております。今後とも引き続き県などの関係機関に予算の要望をしてまいります。

町道の整備につきましては、町民の生活に密着した重要な路線として認識しておりまして、町民の多様なニーズを精査しながら、引き続き改良、維持補修を実施し、安心・安全の確保に努めてまいります。

次に、簡易水道事業についてであります。

当該事業についてもインフラ整備の中で重要な位置づけにあると認識しており、新年度には平成28年度からの継続事業として棚野久国簡易水道施設久国地区の配水管改良工事を完成させることといたしております。また、老朽化した中角簡易水道施設の更新計画案を作成をいたします。これらの事業を実施し、今後とも安全で安心な飲料

水の安定供給に努めてまいります。

現在定住を目的とした住宅、住環境整備につきましては、平成25年度から行ってきました賃貸住宅の建築や家賃に対する助成事業に加えまして、町内在住者にも定住していただくことを目的に平成28年度より新築、改築に対する住まい応援事業を開始し、また地域の活性化などを目的とした宅地造成、分譲も行ってまいりました。これらにつきまして、移住を目的とする移住支援空き家改修補助金や移住支援住宅新築補助金も含めまして継続して取り組んでまいります。

木造住宅の耐震化では、必ず来ると想定をされる南海トラフ巨大地震に備えて、以前から行っています耐震診断の無料化や耐震事業補助への町費の上乗せを引き続き行い、耐震化の推進に努めてまいります。

生活環境の面につきましては、間もなく完成をする小松島市葬祭場の利用について、徳島東部地域定住自立圏の協定に基づいた連携事業として、勝浦町の住民が当該葬祭場を半額の使用料で利用できるよう町が費用を負担する協定を締結します。

また、消費者行政を積極的に推進しており、消費者庁の招致を初め県内全市町村において消費生活センターの設置を目指しています。これまで本町におきまして消費生活センターの設置はされておりましたが、このたび小松島、上勝、本町の3者で小松島市消費生活センターの業務拡大に関する協定を締結し、相談業務の広域的処理を行うこととなりました。今後は消費生活に関する相談業務を身近なものとして活用できるようになるものと期待をいたしております。

さらに、一般廃棄物の処理については、現在徳島市、小松島市、石井町、松茂町、北島町とともに広域の一般廃棄物中間処理施設の整備に向けまして協議を進めているところであります。まず、3月までに運営形態や費用の負担割合の合意事項を盛り込んだ協定を結ぶ予定であり、引き続き一日も早い施設の稼働に向けて関係市町との密接な連携のもと、しっかりと取り組みを進めてまいります。

地域の安全につきましては、救急救命業務を委託する予定である日本救急システム株式会社徳島支社が本年2月1日に支社登録を完了し、現在4月からの業務開始に向けた準備作業を進めながら随時各区の総会などで業務の説明を行っております。この業務に従事する救急救命士7名は、全て他県からの移住者であり、町といたしましては、新たに町民になる救急救命士には業務以外においても町内イベント等での救護や

応急手当での普及などに活躍の場を広げていただけるものと期待をいたしております。

また、町といたしましては、引き続き消防の常備化に向け、鋭意取り組み、安全・安心なまちづくりの実現に努めてまいります。

具体的には、消防団の装備充実を図るため、小型ポンプ車を購入し、第9分団に配備するほか、消火栓設置工事などにつきましても整備を続けてまいります。

平成27年度から開始しました防災士の養成への取り組みについて、本年度は現在のところ24名の方が登録されておりまして、その結果、昨年度の15名と合わせまして合計で39名の方が登録をいただいたこととなります。引き続き、資格取得を支援するとともに、自主防災組織の活動に積極的に支援をし、地域の防災、減災に努めてまいります。

5点目は、地域活動・行財政改革についてであります。

本年度創設をいたしましたかつうらみらい創生事業補助金は、5団体から応募された事業を採択し、それぞれ活動いただいております。新年においても元気な地域づくりのために活動し、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

行財政改革への取り組みでは、これまでの人件費削減などの歳出削減策とともに、経済対策による交付金の活用や有利な町債の借り入れなどにより財源を確保しながら事業を実施するなどの取り組みを行った結果、町財政の健全化についてやや明るい兆しも見えてきたところであります。しかしながら、今後においても高齢化による福祉関係費用や各施設、設備の老朽化対策の費用などの増大も見込まれるため、引き続き財政健全化に心がけ、事業執行、町財政運営に努めてまいります。

組織・執行体制につきましては、今年度かつうら創生総合戦略の推進や勝浦病院の基本構想の策定及び医師確保対策などの推進のため企画総務課内に設置をいたしました地方創生推進室、同じく簡易水道の老朽化に備えた施設整備計画や水道料金の適正化の対策のため建設課内に設置しました簡易水道対策室において、引き続きこれらの重要課題の解決に向けた取り組みを進めてまいります。

また、人材育成にも積極的に取り組んでまいります。県などとの連携のもと実施をしている町職員の研修の継続に加え、さまざまな工夫を凝らしながら町職員の能力の向上に努めてまいります。

多様化する町民のニーズに応えるため、町民と行政の連携が不可欠であり、そのため今後においても積極的に情報の公開に努め、さまざまな機会を捉え、町政運営に対する町民の生の声に耳を傾けてまいりたいと考えております。

以上、町制に取り組む私の所信について申し上げます。本年度から本格化します地方創生への取り組みについては、一定の成果を上げながら多くの課題も抱えております。本年度の反省を踏まえながら、新年度につきましてもしっかりと取り組んでまいり所存であります。4月からは救急救命業務がいよいよ始まります。町といたしましても、何よりも大切であります町民の命を救うこの事業を成功させるため、開始までに残された期間、万全の準備を行うとともに、事業開始後は全力で必要な取り組みを行ってまいります。

さて、2020年の東京オリンピック開催まで残り3年余りとなりました。町といたしましても、今から本町の観光振興、交流の拡大、移住定住促進への取り組みを進め、オリンピック開催を本町のまちづくりの大きなチャンスとしていきたいと考えております。今後におきましても、私みずからが先頭に立ち、職員とともに全力で行政運営に取り組んでまいります。議員の皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。

続きまして、議案第1号から議案第8号までの提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号は、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,040万6,000円を減額し、38億2,831万円とするものであります。

議案第2号は、平成28年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,449万5,000円を減額し、9億1,132万7,000円とするものであります。

議案第3号は、平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,160万円を減額し、5億5,527万6,000円とする

ものであります。

議案第4号は、平成28年度勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ73万5,000円を減額し、25万6,000円とするものであります。

議案第5号は、平成28年度勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ182万円を減額し、3,427万9,000円とするものであります。

議案第6号は、平成28年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ934万7,000円を追加し、8億8,577万円とするものであります。

議案第7号は、平成28年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に113万1,000円を追加し、8,622万1,000円とするものであります。

議案第8号は、平成28年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、病院事業収益の総額から4,611万8,000円を減額し、6億4,101万8,000円を、病院事業費用の総額から4,611万8,000円を減額し、6億4,101万8,000円とするものでございます。また、資本的収入及び支出の補正額についてであります。まず資本的収入の補正額につきましては、資本的収入の総額から194万円を減額して840万2,000円、資本的支出の補正額につきましては、資本的支出の総額から128万9,000円を減額して1,082万5,000円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額65万1,000円につきましては、損益勘定留保資金を補填するものとしております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。



きます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終わりました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、一般会計補正予算の全体説明と議案第1号の企画総務課関係をあわせて、野上参事から説明をお願いします。

町長が説明したところと重複しないようにお願いします。

野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 議案第1号、平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）でございますが、主な補正予算についてご説明させていただきます。

初めに、2ページをお開きください。

補正予算の歳入は、1款町税、1項町民税、補正額455万1,000円の減で、主に法人町民税の減収です。

3款から8款までは県からの交付金で、当初予算編成時の県における見込み額から増減になったものでございます。主なものでは、4款配当割交付金、259万8,000円の減、5款株式等譲渡所得割交付金、180万8,000円の減、6款地方消費税交付金、915万4,000円の減などがございます。

9款1項地方交付税、補正額2億9,605万5,000円の増額で、この内訳は普通交付税2億6,814万3,000円の増、特別交付税2,791万2,000円の増額となっております。なお、特別交付税におきましては、3月交付分がまだ未確定となっておりますので、後に計上されることとなろうかと思えます。

3ページをお開きください。

11款分担金及び負担金、1項負担金、補正額852万1,000円の減につきましては、民生費502万1,000円、土木費450万円の減額補正と農業費で100万円の増額補正でございます。

13款国庫支出金では2,109万6,000円の減額で、内訳は1項国庫負担金で1,325万3,000円の減で、児童手当負担金などの民生費国庫負担金が524万9,000円の減、災害復旧費国庫負担金が800万4,000円の減額となっております。

2項国庫補助金全体では824万5,000円の減で、児童福祉費の子育て支援センターに対する次世代育成支援対策施設整備交付金が651万円の増、農林水産業費の中山間地

域所得向上支援関連事業交付金が258万5,000円の増額となっているのに対し、土木費国庫補助金では民間建物耐震事業や老朽危険空き家除却事業、道路橋梁の社会資本整備総合交付金など1,718万2,000円の減額となっております。

14款県支出金、補正額1,705万7,000円の減額で、1項県負担金では児童福祉費負担金などの減額により201万8,000円の減、2項県補助金では農林水産業費県補助金や土木費県補助金などの減額により1,429万2,000円の減額となっております。

15款1項財産運用収入、補正額479万1,000円の増額につきましては、1項財産運用収入で電気通信設備貸付収入などで201万5,000円の減額、2項財産売払収入で宅地分譲事業などにより680万6,000円の増額となっております。

4 ページをお開きください。

16款寄附金、1項寄附金につきましては、ふるさと納税等の実績により129万4,000円の増額となっております。

17款1項基金繰入金、補正額3億1,212万2,000円の減額となっておりますが、財政調整基金2億4,565万5,000円と減債基金5,000万円につきましては、基金繰入金にかわる財源が確保できたことによる減となり、自ら考え自ら実践する地域づくり基金につきましては国庫補助金が充当となったこと、公共用施設維持基金につきましては事業費が減額になったことによりそれぞれ減となっております。

杉の子基金繰入金につきましては、新たに要望があることから100万円の増額補正をいたしております。

19款3項雑入では、5目雑入で救急救命士の備品整備事業に市町村振興協会交付金200万円を増額、それからコミュニティー事業の助成金を450万円減額、同じく返納金では後期高齢者医療療養費の返納金183万9,000円の増額補正をいたしております。

20款1項町債、補正額5,490万円の減額につきましては、土木費の過疎債で4,740万円の減額、災害復旧費で750万円の減額となっております。

歳入合計の補正額は1,040万6,000円の減額補正となっております。

5 ページをごらんください。

歳出は2款総務費、補正額5,506万6,000円を追加補正するものでございます。うち1項総務管理費、補正額1,410万8,000円の減額で、特別職及び一般職の給料とそれに伴う共済費等の減額補正が主なものでございます。

2 項企画費，補正額6,987万8,000円の増額補正につきましては，勝浦病院改築事業基金への積み立てを1億円，地方創生の移住定住対策として予定しておりました賃貸住宅建築費助成金1,800万円などが減額となったことによるものでございます。

3 款民生費，補正額800万円の減額補正で，1 項社会福祉費では障害福祉計画策定事業，国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の増による738万5,000円の増額，2 項児童福祉費で保育所運営負担金，児童手当費などによる減額1,538万5,000円の減額となっております。

4 款民生費，1 項保健衛生費，補正額2,912万円を増額するもので，病院特別会計への繰出金が6,459万8,000円の増額，簡易水道事業特別会計への繰出金が3,416万8,000円の減額となっております。

2 項清掃費につきまして722万円の減額で，ごみ焼却業務委託料，合併浄化槽設置費整備事業補助金が減額補正されております。

5 款農林水産業費は184万9,000円の減で，1 項農業費では広域農道負担金及び中山間地域所得向上支援関連事業による農道改修事業による増と新規就農支援事業給付金，県単農業振興事業及び農業集落排水特別会計繰出金の減により，差し引き99万4,000円の減額となっております。

7 款土木費，補正額4,872万3,000円の減額でございますが，2 項道路橋梁費，道路改良費の1,750万円の減額となっております。

6 ページをお開きください。

3 項河川費では県単急傾斜地崩壊対策事業の1,045万円の減額で，4 項住宅費では公営住宅費のシステム更新委託料の減及び一般住宅費では木造住宅耐震改修補助金などで2,077万3,000円の減額補正となっております。

9 款教育費，補正額2,011万2,000円の減額補正で，1 項教育総務費では奨学金貸付金，職員等の給料，共済費などで1,170万4,000円の減，3 項中学校費では業務委託料など144万円の減，4 項社会教育費では運動公園管理費など277万9,000円の減，学校給食費では給食センターの工事費など418万9,000円の減額補正となっております。

10 款災害復旧費，補正額1,700万円の減額で，公共土木施設で1,200万円の減，農林水産施設で500万円の減額補正でございます。

公債費につきましては，財源の振りかえだけのみとなっております。

歳出合計の補正額は、同様に1,040万6,000円でございます。

7ページをごらんください。

第2表、29年度に繰り越す事業とその限度額でございます。

企画費では申請が出ている住まい応援事業で300万円、勝浦町地域活性化センター整備事業で4,196万2,000円などを繰り越しいたします。

社会福祉費では、現在支給中の臨時福祉給付金で2,643万4,000円、前倒しして取り組む勝浦町障害福祉計画策定事業で378万円を繰り越しいたします。

農業費では農道改良事業として中山間地域所得向上支援関連事業で500万円を、道路橋梁費では沼江バイパス関連の県単道路改良事業で1,430万円ほか、町単道路改良事業などを合わせて1,200万円を繰り越しいたします。

住宅費では公営事業の改修事業で1,060万円を、消防費では坂本地区防火水槽整備事業で1,240万円を繰り越しいたします。

小学校費では横瀬小学校体育館トイレ改修費などを合わせて726万9,000円、中学校費では中学校武道場のつり天井補強事業で750万円を繰り越しいたします。

8ページをお開きください。

第3表の地方債の補正でございますが、過疎対策事業債のハード分で簡易水道事業への繰出金に充当予定の過疎対策債が事業費の減等により3,290万円の減額となり、県営広域農道負担金が増額となるため150万円追加し、差し引き3,140万円の減額補正でございます。

過疎対策債ソフト分では、地方創生の中で実施している民間賃貸住宅建設助成事業など要望がなかったことから1,600万円の減額補正となりました。

災害復旧事業債では、事業費の減により現年公共土木が400万円、現年農林施設債が350万円の減額補正となります。

続きまして、企画総務課関係の補正予算につきまして、事項別明細3の歳出で説明させていただきます。

23ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費では、特別職、一般職の職員の給料及びその共済費などの不用額の減額補正となっております。

2項企画費では、4月事業開始予定の救急救命業務に係る医薬材料費などの追加補

正でございます。

24ページをごらんください。

続けて、企画費では、予定していた定住促進賃貸住宅建設費助成事業、住まい応援事業などの要望が減ったためあるいはなかったことから事業の減額補正が主で、勝浦町杉の子支援事業につきましては事業申請の要望が1件上がっていることから100万円の追加補正をいたしております。

25ページをごらんください。

企画費の最後でございますが、1月会議で条例を制定していただきました勝浦病院改築事業基金への積立金1億円を追加補正いたしております。

28ページをごらんください。

4款衛生費、1項1目保健衛生費の28節繰出金で、勝浦病院事業特別会計への繰出金が不採算地区病院の運営に要する経費など6,459万8,000円の追加補正を計上いたしております。

以上、企画総務課関係補正予算の詳細説明といたします。

○議長（国清一治君） 次に、議案第1号の税務課関係及び議案第2号、議案第7号について、笹山税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 税務課関係の補正予算を説明いたします。

お手元にも1枚物の資料を配付しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

予算書の12ページをお開きいただきまして、先ほど参事のほうからもお話がありましたが、1款1項1目1節の法人町民税を455万1,000円減額補正でございます。

引き続きまして、予算書の26ページをお開きをいただきたいと思います。

3款1項1目28節の1国民健康保険特別会計への繰出金でございます。202万2,000円の増額補正をお願いしたいと思います。

次に、予算書の15、18ページですが、13款1項1目1節の1国民健康保険基盤安定費負担金、69万4,000円の増額補正でございます。

次、14款1項1目1節の2国民健康保険基盤安定費負担金、156万3,000円の増額補正でございます。さきに述べましたのが国の負担金、今申し述べましたのが県の負担金でございます。

続きまして、予算書の27ページでございます。

歳出、3款1項5目28節の7の後期高齢者医療特別会計への繰出金、77万9,000円の減額補正をお願いしたいと思います。

次が予算書の18と22ページです。

歳入ですが、14款1項1目3節の1後期高齢者医療保険基盤安定負担金、58万4,000円の減額、それから19款3項5目2節の1後期高齢者医療返納金、183万9,000円の増額補正でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（国清一治君） 続けて、以後。

○税務課長（笹山芳宏君） 濟いません、国保会計の補正予算についてご説明をいたします。

歳出からご説明をいたしますので、予算書の9ページをお開きをいただきたいと思っております。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金、5,100万円の減額補正でございます。これに伴い、歳入の減額があります。

6ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金、1節現年度、1,632万円の減額です。これは、先ほどの5,100万円の32%の国庫負担分でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金、459万円の減額でございます。これは、同じく9%の国庫負担金分に当たります。

4款県支出金、2項県補助金、1目県財政調整交付金、1節県普通調整交付金、459万円の減額です。これは、同じく9%の県負担分に当たります。この3つを合わせると国、県の負担金は療養給付費の半分の50%となります。理由といたしましては、療養給付費の平成28年5月から29年2月の支払い総額から一月平均をとり、年間分を推計し、残り分を減額させていただきました。

次、3款老人保健拠出金、2項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金と19節負担金補助及び交付金、29万6,000万円の減額補正です。これは、後期高齢者支援金の額の確定に基づいたものでございます。

次， 4 款介護納付金， 1 項介護納付金， 1 目介護納付金， 19 節負担金補助及び交付金， 18 万円の減額補正でございます。この理由は， 介護納付金の額の確定に基づくものでございます。

次が， 5 款共同事業拠出金， 1 項共同事業拠出金， 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金， 19 節， 65 万 7, 000 円の減額補正です。これに伴い， 歳入の減額もでございます。

6 ページです。

3 の 1 の 2 の 1， 16 万 4, 000 円の減額でございます。

それと， 4 款県支出金， 1 の 1 の 1， 16 万 4, 000 円の減額でございます。これも確定額が決定したことに基づくものでございます。

6 の 1 の 1 の 1 の 1 高額医療費共同事業交付金， 365 万 6, 000 円の増額補正でございます。これも国保連合会からの額の確定によるものでございます。

10 ページでございます。

5 の 1 の 3 保険財政共同安定化事業拠出金， 19 節負担金補助及び交付金で 1, 086 万 6, 000 円の減額補正でございます。これに伴い， 7 ページの歳入で 6 の 1 の 2 の 1 の 1 保険財政共同安定化事業交付金 1, 022 万 1, 000 円の増額補正でございます。これらも国保連合会の額の確定によるものでございます。

また 10 ページです。

8 の 1 の 3 の 23 の 4 還付金， 68 万 1, 000 円の増額補正です。これは， 療養給付費国庫負担金返還金の確定額 110 万 4, 967 円と特定健康診査等国庫負担金返還金の確定額をプラスしたものでございます。

次， 7 ページでございます。

5 の 1 の 1 の 1 の 1 現年度分退職者医療交付金， 136 万 5, 000 円の増額補正でございます。これも確定によります。

それから， 5 の 2 の 1 の 1 の 1 現年分前期高齢者交付金， 12 万 7, 000 円の増額補正， これも確定に基づくものです。

それから， 10 ページ。

9 の 1 の 1 の 99 の 1， 3, 782 万 3, 000 円の増額補正でございます。

最後ですが， 8 ページの 8 の 1 の 1 の 1 の 1， 前年度繰越金の確定額が 1 億

9,363万8,000円に確定したことに伴い、1,605万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 7は。

○税務課長（笹山芳宏君） 申しわけありません。引き続きまして、後期高齢者医療特別会計の補正のご説明でございます。

資料をお開きいただきたいと思います。

歳入からご説明を申し上げます。

ごめんなさい、7ページの歳出のところをお開きいただきまして、歳出、2の1の1の19の201、歳入の1の1の1の1の1の特別徴収保険料299万3,000円と1の1の2の1の1普通徴収保険金はマイナスの146万4,000円、それから3の1の2の1の1保険基盤安定繰入金がマイナスの77万9,000円、4の1の1の1の1の前年度繰越金38万1,000円、これを増減しまして合計113万1,000円となります。この分を増額補正させていただきまして、後期高齢者医療広域連合への納付金とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 続けて、建設課関係に入るんですが、資料配付があるということなので、この際、休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（国清一治君） 再開いたします。

町長のほうから、所信表明の字句訂正だけがありますので、許可いたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 私のけさほど所信表明を申し上げました中の11ページの1段目でございますけども、木造住宅耐震化では必ず来ると想定される南海地震というふうに記載をいたしておりますが、これは南海トラフ巨大地震でございますので、おわびして訂正をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） それでは、続いて議案第1号の建設課関係について、柳澤建



設課長。

柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） それでは、28年度の勝浦町一般会計補正予算（第7号）の7ページをお開きください。

7ページの第2表、繰越明許の建設課分について説明をいたします。

まず、5款の農林水産業費の1項農業費で、事業名が中山間地域所得向上支援関連事業で、金額が500万円を繰越限度額とするものです。この事業につきましては、このたびの第7号補正の30ページに提案がありますので、そのときに説明をいたします。

続きまして、7、2の道路橋梁費でございます。事業名が町道改良事業で、金額が700万円を繰越限度額とするものです。この事業は、町道の改良事業でありまして、予定箇所といたしましては中山梶谷線と横瀬立川線の改良工事の2カ所を予定しております。続きまして、その下の事業名が県単道路改良事業で、金額が1,430万円の繰越限度額を設けるものでございます。この事業につきましては、主に県道阿南勝浦線の沼江バイパス関連の残土処理場の調査委託料とかそれから立木補償などでありまして、現在も交渉中でありまして用地買収に向けた繰越金であります。続きまして、事業名が道路改良事業で、金額が500万円を繰越限度額とするものです。この事業は、社会資本総合交付金事業でありまして、繰り越しの内容といたしましては坂本下道線第3橋の耐震設計委託料であります。

以上が繰越明許費の建設課分の説明となります。

続きまして、予算書の24ページをお願いいたします。

24ページの2、2、1企画費でございます。企画費の地方創生の関係の宅地造成の補正でございます。減額補正の総額が141万6,000円でございます。内訳は節の12の役務費で50万円、節の17の公共財産購入費で91万6,000円の補正をするものであります。

○議長（国清一治君） 12って役務費ちゃう。

○建設課長（柳澤裕之君） 12と17ですね。12で50万円……。

○議長（国清一治君） 12委託料違うで、13ぞ。

○建設課長（柳澤裕之君） 濟いませぬ。役務費です、濟いませぬ、間違えました。

12役務費が50万円、17の公共財産購入費が91万6,000円の減額補正をするものであります。この減額補正につきましては、宅地造成の精査によるものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

28ページの4, 1, 4の繰出金でございます。これは、簡易水道事業の特別会計からの繰出金で、総額が3,416万8,000円の減額補正をするものであります。事業の内容につきましては、議案第3号のほうで説明をいたしますので省略いたします。減額の財源につきましては、国庫支出金が3万5,000円、地方債が3,290万円、一般財源が123万3,000円、それぞれ減額補正ということでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

5, 1, 11の19でございます。これは、広域農道の負担金でございます。143万6,000円の増額補正をするものでございます。理由といたしましては、当初の事業費として4,500万円の事業費の負担金として1割の450万円を予定しておったんですけども、事業配当がふえたことにより負担金が143万6,000円と増額となっております。財源につきましては、地方債が150万円、一般財源がマイナスの6万4,000円となっております。

続きまして、同じページの5, 1, 18, これは中山間地域所得向上支援関連事業と申しまして、これは小松島市のあいさい広場の改築事業に関連して、周辺の中山間地区の所得向上の支援として農道などの舗装ができる事業であります。そして、これを案内がありましたので補正をしたいと考えております。総額が500万円、その内訳といたしましては、委託料が30万円、15の工事費が470万円でございます。施工場所は星谷の行示地区の農道としております。財源といたしましては、国費が258万5,000円、工事費の55%の負担金をいただきます。その他が100万円でございます。これについてはJAから負担をいただきます。町の一般財源といたしましては141万5,000円となります。

これにつきましては、先ほど休憩中に配りました説明資料の図面をごらんください。

この農道は、星谷の行示地区にあります。路線名が行示猿滝線とって、昔に地方改善事業で役場のほうがこしらえた農道でございます。そこが陥没し、かなり危険な状態なので、ここを選択いたしました。

続きまして、同じく30ページ，7，2，4，道路の改良費でございます。道路改良費の工事費で1,750万円の減額補正をするものであります。内容といたしましては，社会資本整備総合交付金事業の補助対象の配当がなかった分のマイナス補正をするものでございます。財源といたしましては，国庫支出金が1,137万5,000円，一般財源が612万5,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして，31ページをお願いいたします。

7，3，2の県単急傾斜地崩壊対策事業費で，総額の1,045万円の減額補正をするものであります。事業といたしましては，5メートル以下の崖の宅地裏を改修する事業でございます。事業の要望のお問い合わせはありましたが，最終的に希望がなかったことから減額といたします。

続きまして，同じく31ページ，土木費のほうの7，4，2の一般住宅でございます。これは，木造住宅の耐震化でございます。総額が1,785万円の減額補正をするものでございます。日ごろから耐震事業をアピールしてまいりましたが，不用額が発生いたしました。来年度に向けては，老朽空き家対策の除去について希望者が数軒まとまってございますので，これについては今現在調整中で，来年度執行をしたいと考えております。財源につきましては，国庫支出金が1,141万1,000円，一般財源が643万9,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして，35ページをお願いいたします。

35ページは10，1，2で公共土木施設災害復旧事業で，総額が1,200万円の減額補正をするものであります。減額の内容といたしましては，当初予算に含まれております応急工事，災害が起きまして早速すぐに対応するような費用でございます。当初から計上しておりました994万円があります。それと28年度発生した分に対しての測量設計とかそれから請負差額において200万6,000円，総額としまして1,200万円の減額でございます。財源といたしましては，国庫支出金がマイナスの800万4,000円，それと地方債におきましては400万円，一般財源といたしましては4,000円となります。ちなみに平成28年災害は13件ありまして，河川が1と道路が12でございます。

最後に，同じく35ページでございます。

10，2，1の農林水産施設災害復旧費でございます。総額で500万円の減額補正をするものであります。今年度におきましては，4カ所の農業施設災害復旧事業を実施

いたしました。減額内容におきましては、測量試験費の100万円と工事請負費で400万円の減額をしております。財源といたしましては、国県支出金がマイナスの17万2,000円、地方債がマイナスの350万円、一般財源がマイナスの132万8,000円となります。耕地災害につきましては、28年度は4件で、水路が2件、道路が2件でございます。

以上、建設課の補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第1号の住民福祉課関係及び議案第4号、議案第5号について、笹住民課長。

○住民課長（笹 和夫君） 続きまして、住民課関係の一般会計の補正予算（第7号）の詳細説明をさせていただきます。

まず最初に、23ページをお開きください。

総務費、総務管理費の広報費でございますが、こちらのほうは普通旅費それと研修会負担金、こちらのほうを減額させていただきます。これにつきましては、本年度研修に参加する予定にしておりましたが、参議院選挙と時期が重なりまして参加できなかったために減額させていただくものでございます。

続きまして、25ページをお開きください。

戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらのほうにつきましては戸籍住民基本台帳の手数料、こちらのほうの収入が少ないと見込まれるものから財源振り替えとして減額させていただくものでございます。

次に、選挙費でございますが、選挙管理委員会費、こちらのほうにつきまして旅費それと委託料につきまして減額をお願いするものでございます。こちらの旅費につきましては、本年度研修に参加する予定でございましたが、選挙管理委員さんの体調不良等がございまして日程等調整がつかず、研修が実施できませんでしたので、それにつきまして減額させていただくものでございます。

次に、参議院議員選挙費でございますが、こちらのほうにつきましては時間外勤務手当、こちらのほうを減額させていただくということとあわせまして、精査によりまして参議院議員選挙委託費のほうは40万2,000円多く入ってくる予定になりましたので、財源振り替えとして補正させていただくものでございます。

次に、統計調査費でございますが、こちらのほうにつきましては経済センサスの調

査委託費，それと工業統計の委託費を合わせまして6万1,000円を，収入が減るとい  
う見込みになりましたので，財源振り替えとして減額させていただくものでございま  
す。

次に，26ページをお開きください。

こちらのほうは，国民年金費でございますが，返還金を予算として予定しておりま  
したが，本年度返還を求められるような事案はございませんでしたので，こちらのほう  
を減額させていただくものでございます。

次に，28ページをお開きください。

28ページの衛生費，環境総務費のところでございますが，こちらのほうで財源の3  
万5,000円につきまして充当させていただいておりますが，これにつきましては特  
定施設設置届け出受理事務委託金，こちらのほうが3万5,000円少なく入ってくると  
いう見込みになりましたので，財源振り替えとして減額をさせていただくものでござ  
います。

次に，清掃総務費でございます。こちらのほうにつきましては，実績に基づきまし  
て修繕費それと事務委託料につきまして減額をさせていただくものでございます。

次に，し尿処理費でございます。小松島市外三町村衛生組合負担金が20万円少ない  
費用で済むということに精算としてなっまいりましたので減額させてもらうもので  
ございます。

次に，じんあい処理費でございます。こちらのほうにつきましては，消耗品，修繕  
費それから委託料等につきまして，総額250万円実績に基づきまして減額をさせてい  
ただくものでございます。

次に，4の廃棄物再生利用等推進費でございますが，廃棄物再生利用等処理委託費  
等につきまして実績に基づきまして減額をさせていただくものでございます。総額に  
つきましては，合わせて80万円ということになります。

29ページをごらんいただきたいと思えます。

合併浄化槽の推進費，こちらのほうにつきましては実績に基づきまして，合併浄化  
槽は本年度は申し込みが少なくございました，これにつきまして337万2,000円減額さ  
せていただくのと合わせまして，それに伴う補助金，循環型社会推進事業費補助金が  
67万3,000円，それと浄化槽推進事業費県補助金が96万9,000円，合わせて164万

2,000円を減額させていただくものでございます。

次に、30ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうは農業集落排水事業費の分でございますが、後ほど農業集落排水事業特別会計の補正予算のほうで説明をさせていただきますが、実績に基づきまして一般会計からの繰出金を200万円減額させていただく予算となっております。

次に、31ページをごらんいただきたいと思います。

公営住宅費でございますが、こちらのほうが実績に基づきまして時間外勤務手当ほか合わせまして254万5,000円を減額をさせていただくものでございます。

次に、一般住宅費でございますが、これの28繰出金でございます。こちらのほうも後ほど住宅新築資金等貸付特別会計の補正予算のほうで説明をさせていただきますが、実績に基づきまして一般会計からの繰出金37万8,000円を減額補正させていただく予算でございます。

住民課の一般会計に関します説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号、住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）をごらんいただきたいと思います。

こちらのほうにつきましても、歳出のほうから説明をさせていただきたいと思いません。

5ページをごらんいただきたいと思います。

貸付管理費でございますが、こちらのほうにつきまして実績に基づきまして減額をさせていただく予算となっております。主なものとしまして13節委託料、こちらのほうにつきまして弁護士の先生に債務の整理を委託しておりましたが、今年度3件分の委託のみしか実施がかなわなかったということで、その分減額をさせていただいたところでございます。

次に、議案第5号、勝浦町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）をごらんいただきたいと思います。

6ページをお開きくださいませ。

農業集落排水事業施設管理費についてでございますが、ごらんいただいておりますとおり時間外勤務手当ほか修繕費、手数料につきまして減額をお願いするものでございます。合わせまして182万円減額補正をさせていただくものでございます。こちらのほう

うにつきまして、あわせまして歳入、繰越金、それから新規加入金等補正をさせていただきまして、その中で先ほど一般会計のほうでお話をさせていただきました一般会計の繰入金、こちらのほうを200万円減額をお願いをするものでございます。

以上、住民課からの説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第1号の福祉関係及び議案第6号について、大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） それでは、一般会計補正予算の福祉関連予算は、歳出を基本にその特定財源として主な歳入の説明とさせていただきます。

配付の予算書26ページをお開きください。

歳出予算3, 1, 1 社会福祉費では、民生委員等の活動負担金が3年に1度の改選の年に事務費として追加交付されます。4万2,000円を補正して協議会に支給しますが、歳入予算は全額県費の特定財源で賄います。

3, 1, 2 の障害福祉費では、実績見込みによりまして13節の地域生活支援事業が70万円の減額補正とし、繰越費で説明しました障害福祉作成費378万円を追加補正とします。これは、29年度に徳島県下一斉に発注しますが、受託可能な専門業者が極めて少ないため、契約の不成立あるいは割高な発注を避けるため、今年度中に入札、契約して早期に取りかかるためのものです。必要な委託契約期間を確保するため、29年度に繰り越しとなります。その下、20節の扶助費につきましては、実績見込みによりまして652万5,000円の減額補正、内訳は地域生活支援事業費で80万円、障害者自立支援給付費で350万円、更生医療費で200万円、育成医療費で10万円、療養介護で12万5,000円でございます。障害児通所支援事業費も100万円の減額補正となります。歳入予算も特定財源である国県負担金が予算書15から16ページ及び18ページのとおり減額されます。23節の償還金は、27年度の実績精算による国庫負担金を返還するため333万5,000円が追加補正となります。内訳は、障害者自立支援給付費が303万1,000円、通所支援事業費が12万4,000円、更生医療費が18万円でございます。

3, 1, 3 の老人福祉費では、13節の在宅生活継続支援事業、お泊まりデイの利用増に伴いまして44万7,000円を追加補正、特定財源は予算書15ページにございましてとおり、使用料が44万7,000円追加補正されます。予算書26ページの財源内訳でその他81万7,000円となっておりますのは、このお泊まりデイの利用料44万7,000円と養護老

人ホームの負担金が入所者増につきまして37万円追加されてるものでございます。  
28節のほうは、介護保険特別会計の繰出金が保険給付費の増に伴い547万3,000円の追加補正、内訳は全て給付費の増に伴う法定繰出金でございますが、介護保険特別会計繰出金が537万1,000円、介護保険基盤安定繰出金が10万2,000円でございます。

予算書27ページのほうに移ります。

3, 1, 7の住民福祉センター費ですが、11節6の光熱水費、電気代でございますが、1階に設置しております電算システムのメインコントロール機器に係る電気代金を、昨年度実施した同センターの改修工事に際しまして、役場庁舎全体で賄えたものが建物ごとに対応することとなり、当初予算ではセンターの各室の電気料のみ計上したため執行額に不足を生じたものです。決算の見込みでは今回に150万円の追加補正をさせていただければと提案いたしました。同項13節の電気保安業務委託料は、約1年間の業務見込みが顕著になった時点での精査によりまして、同センターでの指定管理委託契約内で行うことができるようになったため、別途掲示をしてございました16万円を減額補正いたします。

その下、3, 2, 1の児童福祉総務費では、13節委託料が厚労省の制度改正、保育料の第2子、3子段階的無償化に伴うシステム改修費の追加補正70万2,000円、これは年度内に完了します。19節保育所運営費負担金は、実績見込みによりまして1,100万円の減額補正、主な理由といたしましては、当初計上しておりました所得階層が町税賦課後のデータでは低い枠の家庭が多かったことが主な原因と考えられます。歳入予算は、14ページの保育負担金、16ページと18ページの国費、県費が財源となっております。この予算書にあります財源内訳のその他の部分、これが保育料539万1,000円でございます。23節の償還金は、平成27年度保育等促進事業の特定財源である子ども・子育て支援交付金の実績精算による交付決定額の差額を返還するため、29万4,000円の追加補正をさせていただければと思います。

28ページに移ってください。

4, 1, 2の健康増進費では、実績見込みによりまして13節の健康診査等委託料を131万円減額補正となります。

第1号議案、福祉関連の詳細説明は以上でございます。

続きまして、第6号議案、勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）の資料をご



用意ください。

まず、繰越明許費の説明でございますが、4ページをお開きください。

勝浦町介護保険事業計画策定のための経費が455万9,000円で、29年度に徳島県下一斉に発注します。受託可能な専門業者が少ないため、契約の不成立あるいは割高な発注を避けるため、今年度中に入札契約して、早期に取りかかる予定でございます。委託期間確保のため29年度に延長となります。

同予算書の7ページをお開きください。

特別会計のほうは事項別明細書の歳入から説明させていただきます。

3, 1, 1の地域支援事業使用料では、介護予防事業、健康づくり推進事業の利用料及び配食サービスの利用者増に伴いまして75万2,000円の追加となります。

4, 1, 1の介護給付費国庫負担金は、歳出の給付増に伴い207万9,000円の追加補正、4, 2, 1の調整交付金は、算定係数の変更によりまして550万1,000円の減額補正、4, 2, 2の介護予防事業に係る地域支援事業交付金は22万3,000円の追加補正、4, 2, 3の包括支援等に係る地域支援事業交付金は61万3,000円の減額補正となります。

予算書の8ページをお開きください。

5, 1, 1の介護予防給付費の支払基金交付金は、歳出の給付増に伴い18万7,000円の追加補正、5, 1, 2の地域支援事業交付金も同様に26万2,000円の追加補正、6, 1, 1の介護予防給付費県負担金も、歳出の給付増に伴いますが、国費と県費では在宅給付と施設給付の割合が異なりますので、137万6,000円の減額補正となります。

6, 2, 1の介護予防事業に係る地域支援県交付金は11万7,000円の追加補正、6, 2, 2の包括的支援等に係る地域支援事業県交付金は34万2,000円の減額補正、6, 3, 1の財政安定化基金交付金、県からの借入金でございますが、今年度の決算見込みによりまして給付費増が基金と繰越金で対応できたため1,528万9,000円の減額補正とし、県の借り入れを取りやめると考えております。

予算書9ページに移ります。

8, 1, 1の一般会計からの繰入金金は547万3,000円の追加補正、内訳は介護給付費で8万4,000円、事務費繰入金で606万円、介護予防事業で11万7,000円、包括的支援

事業費で89万円、低所得者保険料軽減繰入金で10万2,000円でございます。

その下、8, 2, 1の介護給付費準備基金繰入金で、27年度決算による繰越金を補正により基金に積み立てたものですが、今年度の執行額不足を補うため取り崩して給付の財源とするため、1,376万9,000円の追加補正とさせていただければと考えております。

予算書10ページに移ります。

9, 1, 1は27年度決算による繰越金のうち、基金積立金に計上しなかった分の余剰金を繰越金として給付額の増に充当できるように、959万6,000円の追加補正とさせていただきます。

続きまして、歳出を説明いたします。

予算書11ページに移ります。

1, 1, 1の一般管理費では、13節の制度改正に伴う介護保険システムの改修委託費を150万1,000円追加補正します。内容は、総合支援事業に伴い、国保連合会の新システムから送られてくるデータを受け入れるためのシステム変更が75万6,000円、所得指標見直しに伴い、譲渡所得を控除前から控除後の所得を算定する等のシステムの変更が74万5,000円でございます。

1, 6, 1の計画策定委員会では、13節で、先ほどの繰り越しのところで説明しましたとおり、第7期の計画の委託費を455万9,000円追加補正いたします。

2, 1, 1の介護サービス諸費、19節居宅サービス費の増、その下、343の施設介護給付費の増減等がございまして、施設ごとの増減のトータルで19節351地域密着型介護サービス給付金までのトータルで968万円の減額補正となります。

2, 1, 3では、19節高額介護サービス等費が高額介護で71万6,000円、高額医療費合算介護では166万円、計で237万6,000円の追加補正となります。

その下、2, 1, 4の特定入所介護サービス等費で、19節の355特定入所者介護サービス費が低所得者層の利用増に伴いまして769万8,000円の追加補正、同節357の特定入所者予防サービス費は27万8,000円の追加補正となります。

その下、4, 1, 1の介護予防事業では、13節345の1次予防事業対象者施策事業費が28万円の追加補正、同節346、2次予防対象者施策事業費が98万8,000円の追加補正となります。

隣の13ページに移ります。

4, 2, 1の介護予防事業は、包括支援任意事業の利用増に伴い、13節の委託料を86万2,000円追加補正、その下、6, 1, 2の償還金は、27年度決算による介護保険事業費国庫補助金の返還金を、23節で48万5,000円追加補正させていただければと思います。

第6号議案の介護保険特別会計の詳細説明は以上でございます。審議よろしく願いいたします。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第1号の産業交流課関係について、海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） それでは、産業交流課関係の一般会計補正予算の詳細説明をいたします。

まず、繰越明許費につきましては、勝浦町地域活性化センターでございますが、この説明につきましては参事のほうから説明がありましたので省略をさせていただきます。

歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細3, 歳出で説明をさせていただきます。

24ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、1目企画費、地方創生事業についての減額補正でございますが、19節移住支援空き家改修補助金で50万円の減額補正でございます。これにつきましては、5軒中1軒の移住者の補助金が上限額の半額程度となったため、実績による不用額を減額するものでございます。それと、新規就農者支援事業は、予定しておりました4名の予算中、1名の活用のため、150万円の減額補正でございます。歳入につきましては、20款町債、過疎対策事業債のソフト事業がいずれの事業にも充当されており、同額の200万円が減額ということになります。

続いて、29ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費につきましては、305万円の減額補正でございます。青年就農給付金は、本年度新規に予定しておりました3名に給付金を給付しておりますが、夫婦共同申請の場合は2名ではなく1.5人分給付になること、また1名は申請時期により四半期分支給となったため、合わせて150万円の減額となりました。続いて、経営体育成支援事業補助金、融資型、被災者農業向けという

ことですが、これと合わせて農地中間管理機構農地集積協力金につきましても該当がなかったため合わせて155万円の減額となっております。歳入につきましても、14款県支出金がいずれも充当されており、同額の305万円の減額となっております。

続いて、3目農業振興費につきましては、120万円の減額補正でございます。19節負担金補助及び交付金で、県単農業振興事業につきましては要望のあった事業が取り下げられたことから120万円が減額になり、このため歳入の14款県支出金、県単農業振興事業補助金は90万円が減額となります。

続いて、6目です。日本型直接支払事業につきましては、交付金118万円の減額補正でございます。19節中山間直接支払交付金で、8割協定から10割協定への変更申請が1集落になったために不用額を減額するものです。このため歳入の14款県支出金、中山間直接支払交付金への補助金88万5,000円が減額になります。また、中山間事業につきましては、推進交付金が71万5,000円減額になり、また多面的事業推進交付金も160万円の減額になったというところから財源振り替えを行うものです。

続きまして、30ページをごらんください。

5款2項林業費、2目林業振興費につきましては、85万5,000円の減額補正でございます。13節委託料で森林整備加速化・林業飛躍事業、森林強化への明確化業務として徳島中央森林組合に委託しているもので、調査区域内地形が複雑であったために調査面積の減少に伴う減額ということになります。歳入につきましても、14款県支出金、林業飛躍基金事業補助金85万5,000円が減額になります。

以上が産業交流課関係の一般会計補正予算の詳細説明でございます。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第1号の教育委員会の関係について、河野事務局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 続きまして、教育委員会関連の平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明をさせていただきます。

まず、7ページをお開き願いたいと思います。

繰越明許費でございますけれども、一番下のほうにあります9款教育費のまず小学校費、横瀬小学校体育館トイレ改修工事、それから同じく体育館のスロープ設置工事とその下の中学校費の武道場のつり天井の補強事業の工事でございますけれども、横

にありますように繰り越しをお願いをいたしたいと思っております。詳細については、参事のほうからも説明いたしましたとおりでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますけれども、教育費の今回の補正額の総額は2,011万2,000円の減額となります。内訳としましては、国庫支出金10万4,000円、その他333万2,000円、一般財源1,667万6,000円の減額となっております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金の10万4,000円の減額の内訳でございますけれども、13, 2, 6の1小・中学校費国庫補助金、こちらのほうが8万8,000円の減額、こちらにつきましては就学援助費の補助金でございます。それから、2の理科教育設備整備費等国庫補助金、こちらが2,000円の減ということであります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

14, 3, 6の1の社会教育費県委託金、こちらにつきましては人権啓発活動地方委託金が1万4,000円の減となっております。これは歳入の内訳でございますけれども、トータル10万4,000円の減となります。

それから、先ほど11ページで申しましたその他の333万2,000円の特定財源の減につきましては、15ページをお願いいたします。

まず、財産使用料というところで、体育館の使用料それからテニスコート、夜間照明施設の使用料が減といたしております。

それでは、失礼しました、歳出のほうでご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、24ページをお願いいたします。

こちらの2, 2, 1, 19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、一番下にございます奨学金の返済助成金、こちらが55万3,000円の減、これは実績に基づく減でございます。

続きまして、32ページの9款をお願いいたします。

9, 1, 1教育委員会費の総額の補正額は328万円の減となります。内訳としましては、奨学金の貸付金それから入学資金の貸付金の減でございます。

その下の2目事務局費の総額の補正額は701万4,000円の減でございます。内訳としましては、給料関係それから職員手当関係それから共済費の減でございます。

それから、その下に参りまして、義務教育振興費、補正額が141万円の減でございます。こちらにつきましては、需用費それから役務費それから使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金としましては小・中体育文化振興補助金、こちら21万円の減となっておりますけれども、全国大会等に出場の場合の補助でございます、該当者がなかったということでもあります。

それから、その下に参りまして、扶助費で要保護、準要保護児童・生徒就学援助費50万円の減ということで、トータル141万円の減としております。

教育総務費の合計は、33ページに参りまして、一番上になりますけれども、トータルの補正額が1,170万4,000円ということでございます。

その下に参りまして、中学校費、9,3,1学校管理費でございますけれども、こちらにつきましては補正額総額が144万円の減でございます。こちらの詳細につきましては、需用費で修繕費20万円の減と、これはプールのろ過カートリッジの交換費の減によるものです。それから、12役務費、手数料の24万円の減、これはシステム保守料の減ということでございます。それから、その下の委託料で100万円の減としております。業務委託料でございますけれども、こちらにつきましては50周年の記念誌を本年度作成をいたしておりますけれども、入札によりまして低価格で落札をされまして減としております。

それから、その下に参りまして、9,4,1社会教育の総務費関連でございますけれども、こちらにつきましては右にありますように報償費の謝礼、記念品それから旅費それから需用費、印刷製本、それから負担金補助及び交付金でトータル52万6,000円の減といたしております。

その下に参りまして、社会体育費でございますけれども、補正額は20万2,000円の減でございます。こちらにつきましても、報償費の謝礼、記念品それから旅費と需用費ということでございます。

次、その下に参りまして、34ページでございますけれども、運動公園の管理費の補正額総額が172万6,000円の減でございます。これにつきましては、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費とあるんですけれども、運動公園の大きな災害がなかったというところで重機の借り上げであったり工事の整地代、それから原材料は土代でございますけれども、以下のような減額としております。

その下に参りまして、6の人権啓発推進費の補正額総額が32万5,000円、こちらにつきましては推進員さんの報償費の18万3,000円の減でありますけれども、それから旅費、食料費、手数料の減としております。総額32万5,000円でございます。旅費につきましては、人権の研修会が熊本で開催されるのが大阪に変更になったというところで旅費の減が生じてまいりました。

それから、9, 5, 1の給食総務費でございますけれども、補正額総額が348万9,000円の減ということであります。こちらにつきましては、職員手当……。

○議長（国清一治君） 金額の細かいのはええわ。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） わかりました。

15の工事請負費で320万円の減としておりますけれども、こちらにつきましてはボイラーの取りかえ工事とそれから合併浄化槽の取りかえ工事で、入札によりまして減にしております。

それから、最後になりますけれども、学校給食費の調理加工費の補正額、70万円の減額でございますけれども、こちらにつきましては食料費とか燃料費ということでございます。教育費の総額でありますけれども、9款合計で以上の補正を合わせまして2,011万2,000円の減額であります。内容につきましては、全て減額ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第3号について、松本簡易水道対策室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 議案第3号、平成28年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、予算書に沿って繰越明許費、歳入及び歳出について説明させていただきます。

予算書の3ページをごらんください。

第2表繰越明許費、平成28年度通常補正第2号、1款2項、事業名、中山横瀬簡易水道浄水施設更新等事業、金額は2億2,687万4,000円で、現在発注をしております浄水施設更新等実施設計業務及び浄水施設建物修繕工事についても繰り越しを予定させていただきます。

続いて、6ページをごらんください。

2歳入、2款1項1目につきましては3,416万8,000円の減となりました。内容は、与川内簡水浄水施設更新事業、棚野久国地区水道管更新事業及び遠隔監視システム整

備事業の事業費の減によるものです。

続いて、5款1項1目につきましては3,021万7,000円の減となりました。内容は、与川内簡水浄水施設更新事業及び遠隔監視システム整備事業について、国の査定により国庫補助金が減額されたため、また棚野久国簡水水道管更新事業については、年度途中に国庫補助金から有利な交付金事業に変更したことによる国庫補助金の減となりました。

続いて、6款1項1目につきましては3,270万円の減となりました。内容は、与川内簡水浄水施設更新事業、棚野久国簡水水道管更新事業及び遠隔監視システム整備事業の事業費の減によるものです。

続いて、7款1項1目につきましては1,548万5,000円の増となりました。内容は、棚野久国簡水水道管更新事業において、補助金よりも有利な交付金事業に変更したための増となりました。

続いて、7ページをごらんください。

3歳出、1款2項1目につきましては、補正額の増減はありませんが、財源内訳が国県支出金160万円の減に伴い、地方債、その他の増となりました。

3目につきましては、入札結果及び浄水施設更新工事において工事内容の変更等により2,200万円の減となりました。財源内訳は、国県支出金が336万4,000円の減、地方債1,000万円の減、その他863万6,000円の減となりました。節で大きなものとしまして、15工事請負費が2,142万円の減となりました。

4目につきましては、入札結果及び国の査定による補助金の減額のため事業を延伸したことにより2,100万円の減となりました。財源内訳は、国県支出金18万5,000円の増、地方債910万円の減、その他1,208万5,000円の減となりました。節は13委託費が360万円の減、15工事請負費が1,740万円の減となりました。

5目につきましては、入札結果による減となりました。財源内訳は、国県支出金が995万3,000円の減、地方債が1,450万円の減、その他が1,414万7,000円の減となりました。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 議事日程の都合により、休憩いたします。

午前11時59分 休憩



午後1時28分 再開

○議長（国清一治君） それでは、全員そろってますので、ちょっと早いんですが、休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第8号について、勝浦病院山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） それでは、勝浦病院事業特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

補正予算書の実施計画をもとにご説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

収益的収入支出の分からご説明をさせていただきます。

まず、収入でございます。

項の欄、医業収益を今回の補正では1億1,106万3,000円を減額するものでございます。これは、主に入院収益等で当初目標としていた患者数よりも減少する見込みとなったための減額でございます。

続きまして、これの減収分と支出見込みの差額を補うため、次、項の覧で医業外収益の中で目他会計負担金で6,494万5,000円を増額をいたしております。

続きまして、次のページ、4ページをお開きください。

こちらのほうが支出となります。医業費用におきまして4,918万5,000円を減額をするものでございます。内訳といたしましては、給与費で職員の中途退職及び臨時職員の減少などに伴いまして給与、手当等におきまして3,743万3,000円を減額いたしております。その下、材料費では、こちらのほうは実績見込みによりまして1,243万5,000円を減額いたしております。

続きまして、項の欄、医業外収益でございます。

こちらのほうは、実績見込みによりまして消費税で160万円を増額をいたしております。

続きまして、3番目、項の欄、特別損失でございます。こちらのほうは、過年度損益の修正損ということで、平成27年度の診療報酬等の修正損として315万円増額の補正をいたしております。これは、理学療法士の育児休業等に伴いまして診療報酬の単価が下がることになるのでございますけれども、その変更処理を行うのがおくれたために、その差額の返還が本年度に必要となったことに伴うものでございます。これに

より収益的収入支出総額につきましては、ともに6億4,101万8,000円ということになります。

続きまして、資本的収入支出でございます。

5ページをごらんいただけたらと思います。

まず、収入のほうでいきます。

収入では、項国庫支出金として59万4,000円の減額を行っております。これは、購入予定でございましたポータブル心電計の購入の補助事業に漏れたために購入を中止し、国庫補助金も減額をするものでございます。

次の項の欄、他会計負担金でございます。こちらのほうは、34万7,000円の減額でございます。こちらは、繰り出し基準に基づく建設改良費の一般会計負担分の購入を中止等による減少分でございます。

その下、企業債では99万9,000円の減額を行っております。これは、訪問用軽自動車等の購入のために起債を借る予定でございましたけれども、入札等によりましてかなり金額が下がったので、起債の借り入れを中止したための減額でございます。

続きまして、支出の方でございます。

項の欄の建設改良費で128万9,000円の減額を行っております。主な内容といたしましては、補助事業中止に伴うポータブル心電計の購入のものでございます。今回の補正で発生する資本的収入額が支出に対して不足する65万1,000円につきましては、収益勘定留保資金で補填することといたしております。

あと、2ページのほうに戻っていただきまして、第4条でございます。

こちらのほうでは、議会の議決を経なければ流用がすることができない経費を、給与費の変更に伴いまして3,743万3,000円を減額してトータルで4億5,103万7,000円というふうなことに改めております。

第5条では、棚卸資産の限度額を、材料費の変更に伴いまして1,243万5,000円減額して6,446万5,000円に改めるものでございます。

以上、ご決議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（国清一治君） 以上で議案第1号から議案第8号までの詳細説明は終わりました。

これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

どなたからでも。

1番仙才議員。

○1番（仙才 守君） それじゃ、質問をします。

議案第1号の補正予算、7ページに繰越明許費というのがありますけれども、この消防費の中で坂本地区の防火水槽整備事業、これが繰り越しで1,240万円になっておりますけれども、1,600万円だったか1,700万円だったかで工事費が落札されていたと思うんですが、この差額についての説明をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 今回も契約は結べておりますので、あとまだ着工には至っておりませんが、イベント等が終了後には着工するというふうに聞いております。この契約に関しまして前払い金が発生しております。この分についての支出が既にあるということで、残りの工事費等について繰り越しするものが1,240万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） はい。

○1番（仙才 守君） 結構です。

○議長（国清一治君） 5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 24ページの19節の67と83の部分についてですけれども、まず67について100万円の減額補正ということですが、現状の戸数のうち家賃助成をしている割合、それと83については今回対象物件がなかったということで、今年度における取り組みの状況、結果こうなりましたという部分についての説明をお願いしますか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 申しわけございません。この家賃の補助についての住宅、新しく建った沼江の12戸、それとすぐそばにある戸建の全部で8戸で、あとまた山西のところの分とあと野上アパートの分とがあるんで、全体で何ぼっているのが把握できておりませんので、濟いませぬ、その数については後ほどの答弁とさせていただきます。

それと、賃貸住宅の建築に関する助成ではございますが、制度としてホームページ等によって周知はしているところではございますが、積極的な働きかけっていうのはできていないんでなかろうかと思えます。そういった結果もありまして今回要望というのを見つけられなかったという、ちょっと賃貸住宅について新しくこういった事業に手を出すっていうところが消極的になっているのかなというところもあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） まず初めの、家賃助成については、来年度予算にもかかわってくる話だと思いますので、できれば早い段階で調べてご説明をお願いします。

それと、83については、予算を計上したからには、民間の住宅会社とまた町内である程度の広さの土地を有している方に対しての、そういった働きかけっていう部分も必要でなかったんかなって私自身は思うんですけど、先ほどの説明ではそこらあたり詳しくは触れられてなかったのもう一度確認で、そこらあたり勝浦町として接触してきたかどうかという部分についてだけ確認をお願いします。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） こういった賃貸事業をやっている業者について、今まで勝浦町の経験のある業者等に接触はありましたが、個人でされる用地を提供する部分、そういったものもあろうかと思えますので、そののところについてまだ適当な事業実施者というのが出てこなかったというのが現状かと思えます。

○議長（国清一治君） 6番節議員。

○6番（節 公一君） 五、六点あるんですけども、まず入のほうで20ページ、財産売払収入の件で不動産の売払収入680万6,000円、もともとの補正は397万円になったんですが、この397万円は多分中山の今現在家が建っているところ、一番初めに売り出した、それを多分値下げをちょっとしたかもわからんのですが、その金額が幾らでしたんかとあとはどんなもんがあるのか。今回ふやしとるでしょう、680万円に。

○議長（国清一治君） 参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 中山のあの町有地であったところを売り出し

ていたものが、当初397万円、議員おっしゃるとおり。それをおおよそ100万円、298万円だと再度売りに出したところ買い手が見つかったということで、今もう家もほぼ建っている状態かと思います。

あと、今回ふえた補正につきましては、建設課が行います宅地造成について、申請が出た2区画の売買の予定の売払収入を今回補正で計上いたしております。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） ちょっと変わるんですが、造成がやっと終わったばかりだと思いませんか、1週間ぐらい前に。それが3月末までに入るということなんですかね。そういう見込みということですかね。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 一応登記等処理が終わりましたら、申し込みの契約ができましたら、10日以内にまず前払いがあります。その後、1カ月以内にあと全部完納していただくということで、今年度の28年度としての調定を起すということで、28年度内の収入にはなろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） そしたら次に、24ページの、いいでしょうか、コミュニティ助成金、これ450万円減額になつとんですが、今年度で採択されたところとあかなんだところ、どうですか、わかりますか。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） コミュニティー事業につきましては、要望を秋までにお聞きいたしております。かなり多くの地区から要望が出てきておりまして、その中でも最近そういった助成を受けていない地区っていうのを五、六地区選びまして、県のほうに申請をかけます。ただ、例えば28年度事業であれば27年度の秋に要望を県にして、内示が来るのが3月、4月といったところですので、もう当初予算の編成が終わつとうということで、わかっているのがまだわからないという、当初予算編成時にはどの地区ができるかっていうのがわからないというのが状況でございます。ただ、要望も上げておかなければ通らないということで、毎年要望があつたら五、六件は上げていっているということです。最終的に内示があるのは、おおよそ2

地区もしくは3地区といったところになってこようかと思います。その五、六地区っていうのが、今回棚野と中角が採択になったと。落ちたところっていうのがどこの地区かっていうのが私のほうでは把握できてなくて申しわけないんですが。

○6番（籙 公一君） 申請は多分28年9月ぐらいまでにすると思うんですね、コミュニティーの申し込みは。今回減額したっていうことは、もう採択されたものと採択されなだもんがもうわかったのかなということを知りたかった。

○議長（国清一治君） 野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 失礼しました。落ちた地区が生名区、黒岩区それと久国区について採択漏れになりました。中角、石原、掛谷が採択されたということでございます。

金額につきまし……。

○6番（籙 公一君） いや、金額はええけど、これ28年度の申し込みで。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） はい、28年度の申し込みで、予算計上していたのがこの6地区ということで予算計上しておりました。

○6番（籙 公一君） 横瀬地区申請したんやけど、町のほうからの申請には漏れたっちゃうことだろうか。申請さえもしてくれてなかったんだろうか。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後1時51分 休憩

午後1時52分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

○6番（籙 公一君） 次、31ページ、済みません。

土木費の公営住宅費でシステム更新委託料200万円が減額されとんですが、これ当初予算も全く同じ金額じゃなかったんじゃないですか。だから、事業がされなだということですか。それともしてこんだけ分が不用になったっていうことですか。

○議長（国清一治君） 籙課長。

○住民課長（籙 和夫君） この200万円のシステム構築の分ですけれども、これについて当初住民課のほうで公営住宅費のほうで計上していたんですけれども、ただコンピューター自体が各課にまたがる部分がございます、この分について総務課のほうでまとめてやりますよというふうな話になりまして、住民課のほうで計上してた分

を今回落とさせていただくというふうな形になりました。

○6番（笹 公一君） 物をせなんだっていうんじゃないでして、総務のほうで事業をして、そちらのほうで払ったということですね。

○住民課長（笹 和夫君） そうです。

○6番（笹 公一君） はい。

それとですね、あと次、教育委員会で2点だけお願いしたいんですが、33ページの中学校費の業務委託料で100万円減額、これ記念誌ってということだったんですが、これは50周年記念のやつだと思うんですが、当初250万円あれしてましたですね。ほんで、500部の予定と。今さっきの説明では、業者に頼んだらそんだけ安くなったというようなことなんですけど、そうしたら500部を700部つるとか800にするとかということも考えられたと思うんですが、500部で十分足りるのか、それとももし要望が多かったら予算内でふやすということもしたらええと思う、そこらあたりの実情はどんなんですか。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず、実情なんですけれども、広報ではがきによる申し込みを受けておったんですけれども、これが思ったよりも件数的に予想外に少なかった、20から30件以内ぐらいの申し込みでありまして、当初200ぐらいあるんかなという想定でおったんですけれども、再度募集をかけますので、この卒業式までにもうでき上がる、もうほぼでき上がるとんですけれども、それによってまたこういうものであれば申し込みが殺到する可能性もあるということで、増刷分も含めて一部減額はさせていただいたんですけれども余力は持たせていただいております。現状としては追加増刷も考えてはおります、もし要望が多ければ、そういったところも含んでおります。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（笹 公一君） つくった部数は何部つくったんですか。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 今現在500です。

○6番（笹 公一君） 最後になるんですが、34ページで給食総務費で工事請負費320万円減額になってるんですが、ボイラーを新しく買うって言ったんかな、工事だったんかね。ほんで、これもともと多分560万円かそこらの金額、だから今回の

320万円もほとんどボイラーの関係と思うんですが、もう一つが合併浄化槽云々言ったんですが、もともと金額的にはこんなに多くないと思うんですが、そのボイラーが568万円だったですかね、それに対しての入札結果がこんだけ安くなったということなんですか。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 結論から申しましたら、入札の結果ここまで落ちたと。当初ある見積もりをとっておった段階では倍近くの額だったんですけれども、案外入れかえだけで済んだというのも多分あったのかなと思うんですが、入札結果でここまで落ちたと……。

○6番（節 公一君） 普通考えたら、よっぽど内容の変更でもせん限り、そんなに安くなるっていうのも、それだったら初めの見積額がおかしかったのではないかという、逆のことを言うたらすよ。安くなるんは非常にええことなんやけど、当初予算を計上するときの見積もりっていうのが正しかったんかどうかなということになると思うんで、そこらあたりはどうですか。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） おっしゃるとおりであるかもわからんですが、見積もりをとった段階では私も詳しくは申し上げれんところもあるんですけれども、中身を十分把握してないところもあるんですけれども、見積もりをとった段階では560万円余りの額でありました。この中身がどういったところか確認する必要があるんですけれども。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） 通常見積もりとるんだったら3社とかとるでしょう、複数社から。そうした場合に大体同じような金額的なもんが出てくると思う。それがこんなに極端に安くなるということはちょっとどうなんかなっていう、どっか何か問題点があったんかなというような気がするんですが、見積もりとった後の段階ででしょう、今言うたように、余分なもんがもう要らんようになったからもうこの分はのけたから安くなったって明確な何がわかっとったらいいんですがね。当初予算との関係から見て、減額の金額が、あれ、これってほな初めの何はよかったんだろうかなというような気がしたんで、また把握だけしといてください。

以上で終わります。



○議長（国清一治君） 10番大西議員。

○10番（大西一司君） 繰り越しなんですけど、まず大事なことをお聞きします。

沼江バイパスの残土処理に係る経費です。前の会議で減額しとったやつを復活させて再度頑張るといようなことで、もうバイパスの工事も早う進めなんだからいかんとこまできとるだろうと思う。恐らく県は待ってるだろうと思うんだけど、この結果を。状況はどんなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 状況といたしましては、もともとといいますと25年に用地測量をして、それから今年度の初めぐらいに地元説明会をして、それから測量に入らせてもろうて、ほんでほの結果に基づいて用地のほうでいろいろ当たっています。県とともに当たりながら、県に接しとる分は接しとる分で一緒に用地の交渉を当たっています。ほんで、それ以外の周りの方については一通り回らせてもろうて、人によってはいろいろ課題もあるんですけども、大筋の方は了解を得ています。

以上です。

○10番（大西一司君） 原則的にこれ町が請け負うて構えてやるっていようなことで、これは県と別に切り離して、買い取りということを進めてると思うんですけど、これについて見通しが今のところあるというような答弁に聞こえるんですけど、このことで決着がつかなんたら県はバイパス工事にどんどんかかれんだろうと思うんで、これがおくれていったら例の活性化インターのほうが先にできてしまうといような状況にもなりかねん。ぜひともこれはもう何とかやり遂げないかん問題だろうと思うんで、町長にも大事なことでお聞きしておきたいと思います。

○議長（国清一治君） 再度、建設課長から。

○建設課長（柳澤裕之君） 方針としては買収したいということで、今用地の交渉をしています。それで、基本的スタンスは地元の方は盛るのは構わないよというふうなことは前提条件としてあります。だから、買う買わんの話でちょっといろいろあったのでということでございます。

○10番（大西一司君） 何軒かある中の何軒か知らんけど、1軒か2軒か知らんけど、盛るのは構わんけど買い取りはちょっと困りますよといようなことなんですか。

○建設課長（柳澤裕之君） 置いときたいとかね、そういうふうなこと。

○10番（大西一司君） それについてどのような見解でどのように処理していくおつもりですか。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後2時02分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

町長，最初町長言うと思ったけん。今小休中やったけんな，再開しましたので何か答えてください。

○10番（大西一司君） 建設課長でええよ。

○議長（国清一治君） 建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 議員ご指摘のとおり，買収の方向で今のところは交渉を進めてまいります。

○10番（大西一司君） ぜひこのことを実現できるように，大きな課題でもあらうと思うんですが，頑張っていたきたいと思います。

それともう一つ，気にかかることがあって，合併浄化槽が減額300万円何ぼ減額されと思ったと思うんだけど，29ページね。今までずっとかなりのペースで進んできたり，時には足らんときもあったりしたんですが，まだまだワーストワンやらツーやらでしょう。

○9番（井出美智子君） 下水道の普及率。

○10番（大西一司君） うん。ほんな中で，これどんどんもっと進めていくべきだろうと思うんですが，この1,000万円，これは予算で330万円減額補正，ちょっとさみしい気がするんですが，もっともっとこれPRなり幅広く取り組むべきだと思うんですが，どのような感触を持っていますか。

○議長（国清一治君） 笹課長。

○住民課長（笹和夫君） 確かに議員ご指摘のとおり，当初計画といいますか予算化してた数よりも減額になっております。町のほうとしてもPRには努めてるんですけども，今後ともさらに住民の方に合併浄化槽というのは一般の浄化槽よりもきれいな水にして流せるよというのをPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 10番。

○10番（大西一司君） 今言いよった浄化率っちゅうか、何%ぐらいなんですか、本町は。

○議長（国清一治君） 笹課長。

○住民課長（笹 和夫君） 済いません、今具体的な数字ここに持っておりませんのでお答えすることができないんですけれども。

○議長（国清一治君） 60ぐらい。

○10番（大西一司君） 60もいとらんど。

○住民課長（笹 和夫君） 大体60%程度。農業集落排水事業、横瀬地区は全て下水道を整備してるというふうなことになりますので、それプラス合併浄化槽の普及率ということになりますので、意外と高いのは高いんですけども、ただ……。

○10番（大西一司君） 県下でどのぐらいの位置、このパーセント。60もいっとるように思わんのやけんど。

○議長（国清一治君） 60はいとらんだらう。

○10番（大西一司君） 徳島県は、何せ和歌山とワーストワン、ツーを争いよる状況でしょう。その中でも勝浦も非常に悪いっていう、上下水道。ほんで、もっともつとこれ進めないかんと。というんは、前も私言うたと思うんやけんど、新築したりよそから入ってきて、古家なりやりかえるときに、やっぱり排水問題が一番大事なっちゅうか、本当は法的には問題ないんでしょう、一つ聞くんやけんど。合併浄化槽をつくって流しても、課長が言よったように十分理解してくれてないんで、前の人にいいですかちゅうて聞かないかん、そのときにあかんって言われたら使えんのよ、ほこの排水が。こういうなんを是正していかなんだら新築……。

○町長（中田丑五郎君） 新築はあかん。

○10番（大西一司君） いやいや、新築はもう補助はあかん。そうでなしに、合併浄化槽使っても周りの人にとにかく了解もらえなんだらあかんというような風潮が今できてあるわけで、これはもうぜひ法的に問題はないっていうことで、そんなことが余りにも反対で計画がされんような流れに持っていかないかんと思う。そういうことについてどう思いますか。

○議長（国清一治君） 笹課長。

○住民課長（笹 和夫君） 議員ご指摘のとおり、まだまだ合併浄化槽についての認識というのが住民の方にとって浸透してないのかなというふうには思います。近々も実際に合併浄化槽を整備するというお話で、すぐそばの用水路に排水するというお話があったときに、事前に近隣の方とお話というふうなことは当然あったんですけども、とはいうものの、いざじゃあ合併浄化槽を整備するという話になったときに周辺の方から反対が出て、やっぱりこの排水はこちらのほうに流してほしいとかっていうふうなトラブルっていうのはまだまだあるのが現状です。ですから、町としましても合併浄化槽が実際にどれだけきれいな水に浄化して流されていくか、今の既存の浄化槽、それから単に生活排水をそのまま排水してるのよりも水質がよくなるよというのをもう少し町民全体にPRしていきたいなというふうに考えております。

○10番（大西一司君） 確認しますが、法的に問題ないんでしょう、周りにそういう了解をもらわなくても。

○住民課長（笹 和夫君） ただ、水利権、例えば農業用水であるとか、もともと水利権を持たれてる方に対してというところになると、一応ももとの既得権というのがありますので、ただ法的に問題がないと言いつつも、基本的に一般的にはそれらの水利権を持たれてる方の了承を得ていただくというのが大原則になっているかなというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 小休します。

午後2時13分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

○10番（大西一司君） 何じゃかんじゃあっても、法的にはこれは問題ないということなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 笹課長。

○住民課長（笹 和夫君） 基本的に法的には問題ございません。当然きれいな水を排水することですので、それに関して法的に規制がかかるものはございません。

○10番（大西一司君） はい、わかりました。ほな、一旦置きます。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 28ページの健康増進事業費の委託料の不用額の中身についてお伺いしたいと思います。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 医者、病院の委託費の減の一式分というふうの資料を持ちませんので、もし時間をいただけるのであれば、そのときに具体的にどの分が何件、この分が何件というお答えをする機会を与えていただければと思います。

以上です。

○3番（美馬友子君） がん検診の940万円の予定を入れとった分の不用額っていう認識でいいんですか。それではない。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の資料と、それと各種検査料の経費だと思うんですけども、今確実にこの分とこの分ですよという自信がございませんので調査する時間を下さい。

○3番（美馬友子君） また資料でよろしくお伺いしたいと思います。

もう一つ、続いて、29ページの429の農地中間管理機構集積協力金、該当者がなかったのでは活用できなかったっていうことなんですけど、どういうことなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 農地中間管理機構を通して農地の貸し借りを成立させた場合に、10アール当たり5万円といったような補助金がございますが、28年度についてはそういった事例がなかったといったことでございます。上限がありまして、50万円までっていうふうになっただけなんですけども、それが1ヘクタールから2ヘクタールが50万円と、反50万円と。2ヘクタールを超えたら70万円といったような集積協力金が国のほうとしては用意がされておるといったところです。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 耕作放棄地があるにもかかわらず、貸さない、借り手が無い、両方の意味合いですか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 基本は、今耕作しておる農地をそのまま担い手に貸し付けるといった場合に、中間管理機構を通して農地を担い手に貸し付けた場合にそ

ういった国の補助金を用意されておるといったところで、いつそういうことがあっても対応できるようにということで予算化はしてあって、昨年度は活用実績としてはあるんですけども、28年度としては活用する見込みがなかったということでございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 私も勉強不足で済いません。荒れた土地を貸すのではないよね。ことしまで農地として利用しとったいい土地を貸してあげるっていうことなんやね。

○議長（国清一治君） 課長。

○産業交流課長（海川好史君） 耕作放棄地につきましては、また別の耕作放棄地を復旧する経費っていうものが補助金として用意されておりますので、そういったところをご活用いただくということになります。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 了解しました。

それではもう一つ、教育委員会にお聞きします。

32ページの奨学金とか入学資金貸付金とかそれから要保護、準要保護児童・生徒就学援助費っていうんが不用額が出とんですが、今低所得のあれがふえてきて困っているっていうんは社会的ニュースで聞くんですが、勝浦町はそういうことがないのでこの不用額が出たっていうことですか。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） まず、奨学金についてでございますけれども、まずこの奨学金については件数的には当初多目に見てます。どのくらい出てくるか、上がってくるかっていうのが、実際的に少なければ6月の支給に間に合いにくいと、すぐに補正せないかんというふうな格好になりますので、奨学金については多目に見とんですけれども、それによって実績に応じてこの減額ということが発生しておるわけなんですけれども、一方要保護児童の就学援助費につきましても、継続される児童とプラス合わせて新規にどれだけあるかっていうのを含めて当初予算に組むわけなんですけれども、これについても多目に若干見てます。ただ、継続の件数が多いんで、卒業される方と今度入ってくる方との相殺でどのくらい見るかっていう格好には

なるんですけれども。そういった形で組んでますので、実績が上がった時点でこういう格好で減額させていただくという形をとってます。

先ほどもう一点、低所得世帯への配慮っていいですか、該当するようなところは広報でももちろん呼びかけておるんですけれども、漏れというのは少ないかなど。そういったことがあれば、母子家庭とかそういった低所得の方についてはある程度こちらでも把握できますので、漏れといったところは少ないかと思います。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 入学資金の貸し付けとか要保護、準要保護なんですが、本当に保護者の方が手を挙げやすいように窓口を広げるっていうか申請が簡単にできるとかそんなふうなことにはなっとんですか。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 今手を挙げやすいっていうか……。

○3番（美馬友子君） 配慮もしないかんということなんですけど、本当に困っているのにそんな施策を知らなくて手を挙げてないっていう人がおらんのかどうかっていうこと。

○議長（国清一治君） 河野局長。

○教育委員会事務局長（河野稔彦君） 先ほども申しましたように、対象者については何らかの学校の意見も聞かせてもらう機会もありますので、この世帯については該当するようなケースがあればそういったところからも上がってくる声もありますので、広報を見てなかったから申請が上がってこないっていうことだけではなしに、吸い上げることはできるのかなとはこちらも考えてます。

○3番（美馬友子君） 福祉とか連携して吸い上げてほしいなと思います。

最後に、7ページの福祉課長に聞きますが、勝浦町障害福祉計画策定事業を前倒しです、30年に完成と思うんですが、29年にする理由もちょっと述べられたと思うんですけど、もうちょっと具体的にわかることがあれば。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 3年に1回の策定が義務づけられてます。今第4期で5期計画を29年度中に策定するのが義務づけられております。その関係でございます。

○3番（美馬友子君） その中身は障害者福祉が向上するとかそういうことはまだま

だわかってないっていうことですか。

○福祉課長（大西博己君） 具体的にはさまざまな法改正等がございましたので、そのあたりをどう拾うかと。ですから、まだどういうふうな方向で策定するとか中身をどういう方向にするかまるっきり方針自体が今現在上がってるわけではございませんが、障害者、心身、身体ともにそれに準ずる障害のある層をどんだけ拾ってどう対応するかというのが課題の一つとは認識しております。

○議長（国清一治君） 3 番議員。

○3 番（美馬友子君） ありがとうございます。また順を追って経過を見ていきたいと思います。

○議長（国清一治君） 松田議員の答弁漏れがあったようでございますので、野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 5 番議員さんの先ほど入居者への助成金というところで、全体で沼江地区のほうには20戸、それから西岡で該当する部屋が3戸と生名のほうには該当する部屋はないということで全体で23戸ですが、全体で申請済みなのは15世帯ということでございます。全て沼江地区のほうの新しく建った賃貸住宅で、西岡の分については申請はないということでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 5 番議員。

○5 番（松田貴志君） もうついでなんで言わせてもらいますね。

○議長（国清一治君） はい。

○5 番（松田貴志君） とりあえず今の部分において、以前にも一般質問かなんかで聞いたことがあるんですけど、今ちょうどこの春で3年になりますよね。この春で3年で助成期間が切れるじゃないですか。そこらあたりの入出っというんは、普通不動産って退去するときって何カ月前からは申し出ないかんと思うんですけど、そこらあたりって一部分の数って把握しとんどですか。ほんで、仮にこの春で切れるけんもうどっか転出するとかあった場合に、この助成金は打ち切りになるじゃないですか。そこらあたりの申請のやりとりっていうんは行政とはあるんですか、仮に支給を停止する段階で。

○議長（国清一治君） 野上参事。



○参事兼企画総務課長（野上武典君）　まず、今沼江地区の賃貸住宅のほうが空室っていうのはないということで聞いております。5年間は勝浦町に在住していただくという制度になっていると思いますので、どうしてもご自身の仕事上の都合で出ていかれる場合もあろうかとは思いますが、今のところ転出するといったことについては伺っていないというところでございます。

○5番（松田貴志君）　今回町長の英断で横瀬地区に4戸の住宅ができたじゃないですか。そこらあたり、ほんまはああいった勝浦町のアパートとか賃貸住宅に住んでもらって、3年ないしは5年で勝浦町のよさを感じてもらって、そのまま定住につなげていこうという行政の思いついていうんがあったんかなと思うんですよね。そこらあたりがうまいことつながっていつてるのかどうかっていう検証を前もお願いしたんですけど、これから新年度の当初予算も出てくるじゃないですか。また新年度のときに聞くんでまとめといてもらえます、そこらあたりの数字的なもんも含めて。ほいでなかったら、新年度の予算がほんまにこれは今までこの3年間の部分、助成してきて新たにこの勝浦町に定住という形で結びつけていけるかどうかという部分で大事なことなんかなと思うんで、そこらあたり私も何か新年度予算の部分では質問しようと思ってますんでまとめといてください。予算が効果的に使われているっていう部分を説明できるようにしといてください。この件については、もうこれで置いときます。

それと、建設課長にお伺いします。

31ページの一般住宅費の部分で、耐震関連の予算がかなりの部分において減額されてます。これについても、私以前一般質問でお伺いしたんですけど、現状の取り組みではなかなか住民に対して理解も得られてないし、もっともっと啓発活動に力を入れるべきじゃないかっていう部分においてこういう結果が出てきました。また、これも新年度予算にかかわってくる話なんですけど、いろいろ問題はあるでしょうが、また新年度は多分変わらんぐらいの額を今見る限りでは出してきているようなので、来年度に向けてっていったら新年度予算になるんやわからんけど、実際この数字を見て、この減額補正の金額を見て、何が足りなかったかの、来年度にどうつなげていきたいのかっていう部分だけお聞かせください。

○議長（国清一治君）　柳澤課長。

○建設課長（柳澤裕之君）　何が足りなかったのかということで、私ども担当課とい

たしましては戸別訪問を10月にしてみたり、当然広報で周知もさせていただきました。それから、戸別訪問に当たりましては建築士さんとともに回ったり、それから10月15日には木造の耐震の現地研修ということで、防災の関係の方、それから上勝役場の職員とか県庁の職員、建築士さんとかそれぞれがローラー的に回ってもろったりしています。それから、シェルターの研修会とか。ほんで、近々には耐震改修をするっちゅうんは業者登録が要りますんで、業者の育成っちゅうのも大事なので建築屋さん研修してもろったりということで、そのあたりでしとんどですけどね。なかなか実績上がらんのは、シェルターは別として、耐震改修に伴ってこれに附帯するものがかなり出てくるというふうなことで、なかなかかかりづらいのかなというふうなのが現状とは思いますが、しかしながら、努力した結果ではございますけども来年もまた頑張りたいとは思っております。

以上です。

○5番（松田貴志君） 来年度予算にかかわってくることでなんでこれで置きたいと思っておりますけれども、また新たに来年度予算として同額程度の部分が出てくるとしたら、今の答弁では、その予算がほんまに執行されるかどうかというんは、一議員として、住民としては信用できんっていったら言い方が悪いかもわからんけど、現状難しいんちゃうんかなって思わざるを得んのですよ。そこらあたり、さっきの参事への問いかけでないんですけど、新たな予算を出してくるんやったら、今の答弁じゃなしに新たなこういったことをしますんでっちゅう部分もなかったら、現状ちょっと厳しいんちゃうんかなって私自身思います。この点については、またこれも新年度の予算の部分で聞きますんで整理をしといてもらえますか。お願いします。

最後に、1点だけ、住民課長にお伺いします。

衛生費で28、29にかけての部分と思うんですけども、ごみの焼却委託料また処理等で減額補正ができてます。これは結局ごみの量が減っての部分なのかと、あと29ページで補助金が226と235の部分がありますけれども、これについては何個分を予算計上していて、どれだけの個数が出たのかという部分の説明をお願いします。

○議長（国清一治君） 節課長。

○住民課長（節和夫君） 議員からご質問いただきました件についてご答弁申し上げます。

ごみの焼却の部分につきまして、実際に委託料等が減額になってるっていうのは、今年度につきましては実際にやや少な目だったかなというふうなところで結果的に減額補正をさせていただいております。廃棄物の再生の利用の補助金のところのお話かと思うんですけども、この分につきまして、申しわけございません、今具体的な数字としてはここに持ってないんですけども、調べましてご答弁させていただきたいと思います。ただ、生ごみ処理機は、俗にコンポスターでございます、コンポスターにつきましてはある程度のご家庭に普及をしていっているのかなというところで、今年度は減額をさせていただいてる状況じゃないかというふうに思っております。また、詳しい内容につきまして調べまして、後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

○5番（松田貴志君） これについても、減っていくことはすごく財政的にもいいことだと思いますし、住民の意識、啓発にさらなる減量化に向けての取り組みにもここらあたりは今以上に取り組んでほしいと思います。これから新たな焼却場が徳島市のほうに設置されて、ある程度排出量に応じた焼却費っていう部分で、減量化すればするほどこのじんあい処理費にかかってくる金額っていうのが下がってきますので、新年度においてもここらあたり、より一層この不用額というか減額補正でごみの量が減って何百万円もじんあい処理費が減るような方向で新年度以降も取り組んでほしいと思います。先ほどのこの生ごみ処理機の補助の部分とか再生利用等の補助金の部分とかは、また後でほな報告をお願いします。

以上です。

○議長（国清一治君） 10番議員に対しての答弁ができてない分を。

○住民課長（節 和夫君） 先ほど10番議員からご質問がございました下水道率の話なんですけど、申しわけございません、おっしゃるとおり訂正させていただきます。27年度末でほぼ50%ということでございます。その50%というのが合併浄化槽とコミュニティプラントそれと集落排水の施設が全て合わさりまして約50%、28年度は合併浄化槽が整備されておりますので50%を超えたところというところかなというふうなことでご答弁とさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 1点だけ私のほうから聞きますが、27ページの保育所運営負担金、先ほどの説明では申請時から見て税金の申告が低所得者が多かったからこうなったというのをもう少し詳しく、1,100万円の減額。27ページの保育所運営負担金。

○福祉課長（大西博己君） 負担金の歳出が1,100万円の減額で、その特定財源である保育料が539万1,000円減になった原因が、当初見込んでおいた所得層よりも低い所得層が多かった。具体的な件数までは本日持ってないんですが、この所得層、つまりC1が何件とかC2が何件とかという……。

○議長（国清一治君） いや、わかるんやけど、こんだけ見込みが違ったら運営に影響してくるだろう。1,100万円じゃ。

○福祉課長（大西博己君） はい。3月末までの運営費ではじき出して……。

○議長（国清一治君） 保育所の入所者の受け付けて1月ごろにするんだろう。ほんで、それから極端にこんなに増減がないように思うんやけどな、僕らから見たら。見積もりがおかしかったんかっていうこと。

○福祉課長（大西博己君） 当初予算の段階で前年度の所得層に応じたような保育料を計算して。

○議長（国清一治君） 入所者が全然違うということやな。前年並みはできんのよ。だけん、1月に入所の受け付けをしたら、大体続けて来よる人はわかるし、逆に多い人もおると思うんじゃ。こんだけ1,100万円も違うてきたら運営自体が困らへんでっていうこと。

○福祉課長（大西博己君） 多目多目に見積もりをとって現場のほうの運営自体は……。

○議長（国清一治君） いや、収入は低目に見るのが普通なんよ。収入は低目に見るんが予算計上では普通じゃわ。これは当初見とったよりも低所得者の方が非常に多かったという理由なんだろう。

○福祉課長（大西博己君） 保育所のほうはそういうことになってます。

○議長（国清一治君） 余り納得はせんけんど。

ほれと、全般にちょっと議員の質問からして思うんやけんど、予算っちゅうんはもう実現可能な額で組んでいかなんだら、はっきり言うて周知も余りできてないのにしたら、毎年同じとこで不用額が出てきよんやな。新年度予算にまたこの不用額を関係

なしに上げてきたところがあったら、これはおかしいことがはじまる。これ予算査定の段階で非常に町は余裕があるんかいなと私は思うんですよね。本来だったら、もう予算上げていても予算を切るんが査定の仕事なんよ。そこら余裕を持った予算が組めんか参事に聞きたいんですけど。査定で大体落としていくんが査定や、大体な。前年の実績から見て、また同じことを上げてくるっていうんがあり得ん話なん、不用額が出とんのに。そこらちょっと説明して。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 予算査定におきまして、予算要求時点で前年度の決算見込み、あるいは前々年度の決算額あたりも十分に精査しながら、各課から要求されている額について執行見込みがあるか云々という話はさせていただいております。29年度につきましても、かなり厳しい予算編成となっております、当初6億円余って7億円近い歳入と歳出の差がございましたので、このあたり各課にも協力を願いながら予算減額っていうのはしてきましたし、できれば使えるところで有効に予算が組めるように、執行できるようにということの配慮はしてきたつもりでございます。

○議長（国清一治君） 要は、新年度にはこの実績額が反映されとうという理解でいいんやな。これすぐに当初予算の詳細説明があるんやけど、こういうことでいいんやね。こういうことはできとうと。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） そのつもりで予算編成に……。

○議長（国清一治君） 各項目で見たらわかる話やけん、それはまた。ある議員は新年度予算のところでもた質問するっていう話なんで、予算を上げるんだったら上げるだけ努力して消化せないかん。毎年これ不用額出ようとかよう見とんよ。これはまた新年度予算で見てみたいと思います。

ほかにありませんか。

9 番井出議員。

○9 番（井出美智子君） 24ページの416番と29ページの416番っていうんは、番号が同じなので同じ内容ということですか。総務課の企画費で出てるのと農林水産業費、県の補助金と町単の補助金っていうことですか。

○議長（国清一治君） いや、これは節の中で番号振っとるだけの話だろ。

○9 番（井出美智子君） 次に聞きたいことがあるので、早く答弁をもらおうて次に行

きたい。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 2款のほうの416番の新規就農総合支援事業というところにつきまして、これは地方創生事業の一つといたしまして国の青年就農給付金の要件を緩和した町の単独事業ということで予算化しております。それで、29ページのほうにつきましては、これは国負の青年就農給付金でございます。

○9番（井出美智子君） それで、最近町単の事業に当てはまる人と国の要件、うまくいけば利用できるのではないかなっていう人を実際に目にして、役場行きよ、こういう事業があるよってという声かけはしてるんですけど、なかなか補助金をもらえるよなところまで結局たどり着いてないんです。説明を聞きに来てもしかしそうやしとかなかなかっていうて。実際に職場を退職してイチゴをつくってる人がいて、早う行きよって言うたら、ほんな改革のそこへ行けばいいんよなっていうとこまでは言うんですけど、何か行ってないでしょうね。それから、45歳未満でキョーエイのすきとくのバーコードを出すところで頑張ってる人を時々見かけるので、役場へ行ってまた申請書渡そかという話はするんですけど、なかなか役場にたどり着いてないっていう現状があるんです。なかなか補助金が出ないのにこういうふうな不用額になっているっていうのはすごくもったいないので、こういう人に何とか頑張ってなっていう町の思いを伝えるルートをもう少しきめ細かくする必要があるのではないかなってこの間感じます。私もいろいろ考えてみますけど、役場全体で地域の頑張ってる人を応援する体制が必要ではないかなって、こういう実際の数字を見たら感じるので、引き続きよろしくをお願いします。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○9番（井出美智子君） えっ、答えはないの。

○産業交流課長（海川好史君） 両青年就農、町単にしても国負にしても28年度決算として減額補正という形に実際になってしまってるというところにつきましても、担当課といたしましてももう少し活用ができるように、今おっしゃっていただいたように周知も含めて十分に制度が行き渡るように努めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） いろいろ地方創生の絡みで新しい町民になる、きめの細かい施策っていうのを役場が知恵を絞っていろいろ出してくれているのが、さっきも同じような意見が議長から出てましたけど、もったいないと思うんです。やっぱり敷居が高いのかな。それともう一つ、補助金の申請の作業がややこしいのかなって感じます。せっかく役場へたどり着いた人にしても、何とかこの人をこの制度を利用してあげよう、通るようにしてあげようっていう、もう少し踏み込んだ姿勢が必要なんではないのかなって感じるんです。言葉だけでこう取り組みますじゃなくって、どうぞ気安く来てください、役場としてはもう町民の皆さんを応援してますっていうふうな、町長を筆頭に。せっかく制度をつくっても利用されないのではもったいないので、特にトップの姿勢が下に反映すると思うので、頑張ってくださいね、町長も。

○議長（国清一治君） 町長。

○町長（中田丑五郎君） 9番議員さんの質問はもっともな話で、今町としましても農業、交流、定住と、農業も定住も抱き合わせで来ていただいたら非常にありがたいなと思っておりますし、決してハードルを高くしているわけでもないし、意欲のある人にはぜひとも勝浦町に来ていただいて、農業を一生懸命取り組んでいただきたいという気持ちは十分持っておりますので、なおこれ以上に助成する補助金を出すという条件がございましたら教えていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○9番（井出美智子君） 休憩までもうちょっと時間があるので、もう一つだけ質問していいですか。

401番の町移住支援空き家改修事業補助金と、それと31ページの住まいの安全・安心なリフォーム補助金っていうのは併用できるのでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 2款の24ページのほうの補助金につきましては、これ地方創生事業の中で移住者に対して空き家改修をする費用、または移住を伴う新築住宅に対する助成という形で制度設計をしてございまして、定住の補助金との併用はできないというところです。なんで、移住者については、移住支援の補助金を使っていただくということになると思います。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） この移住者支援の空き家改修は、所有者がそれを改修して移住者に貸し出すという形をとっているのですが、所有者が町民の場合は木造住宅耐震補助事業は使えるんですか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 移住支援の補助金につきましては、耐震改修も含めた形で補助対象事業となっておりますので、事業費として限度額が100万円の補助金となっておりますので、空き家改修につきましては3分の2ということで150万円の事業費に対して100万円の補助金を交付することができるというところで、150万円を超えた場合について、これがうちの事業としたら150万円の中に耐震改修が入ってたら、当然これも含めて補助できますよっていう形にはなるんですが、それと別途建設課のほうで耐震の事業がありますけど、うちの事業としたら耐震改修も含めて事業対象としておるといったところです。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 一般質問でやってみます。ありがとうございました。

○議長（国清一治君） 一般質問でやるということで、整理していただきます。

○9番（井出美智子君） 移住者が古い木造住宅に移住してくる場合、移住者支援の100万の補助金とは別に、その古い木造耐震は県の補助金の木造耐震は使えないんですかって。それはできないんですかって。

○議長（国清一治君） ほな答えとってください。

海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 移住者についてはあくまでさっきも説明したとおり、もともと勝浦町に住んどう人が耐震改修する場合は、当然また別のメニューということになって、移住者については今産業交流課である事業を使ってすることで、この流れが補助金申請をして、交付決定を打って工事を着手すると。それで、工事を着手して実績報告をするときまでには勝浦町に住所を移さんといかんということになってますので、勝浦町へ住所を移して、当然家が完成しないと住めないというところもあるので、そこで勝浦町の住民となるといったときには、もう家ができてしまおうという形になるので、そういう……。

○議長（国清一治君） 小休します。



午後 2 時59分 休憩

午後 3 時02分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

ほかにありませんか。

かなり時間も経過しておりますので、一旦議事日程の都合により、休憩をします。

午後 3 時02分 休憩

午後 3 時15分 再開

○議長（国清一治君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第 1 号については、もうこれでよろしいか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 続いて、議案第 2 号に入りたいと思いますが、予定の時間をかなりオーバーしておりますので、答弁は的確にお願いいたします。

議案第 2 号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ありませんか。よろしいか。特にありませんか。

9 番井出議員。

○9 番（井出美智子君） 済いません。説明してくれたかもしれないけど、もう一回確認させてください。

これこだけ減額したのはどうしてでしょうか。

○議長（国清一治君） 笹山課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 全体。

○議長（国清一治君） 減額の理由。

○9 番（井出美智子君） はい。共同事業拠出金の金額が大きいですか。

○税務課長（笹山芳宏君） 基本的に額が確定してきたということで減額をさせていただきました。療養給付費につきましては、説明でも申し上げましたように、3月から12月までの1カ月の平均をとりまして、あと1月、2月分を1カ月平均より少し大きい額で見込んで、それでも余った額ということで落とさせていただきました。

○議長（国清一治君） 9 番。

○9 番（井出美智子君） 5月、6月にならなければ確定しない数字ですので、わかりました。

○議長（国清一治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。

簡易水道特別会計。

6番節議員。

○6番（節 公一君） 3ページの繰り越しなんですけど、中横水道、次年度へ繰り越しになっとんのですが、現時点の進捗状況、予定どおりいっとるのかどうか、簡潔にお願いします。

○議長（国清一治君） 松本室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 中山横瀬簡易水道浄水施設更新事業の進捗状況ですが、2月に実施設計業務の委託を行っております。それと、旧のろ過施設の改修工事を発注しております。それについても順調に進んでおり、予定としましては来年度5月中までに完成をし、また設計についても5月中までに完了し、その後6月中には発注をさせていただきたいなと思っております。予定としましては、7月の若あゆ会議には議案として審議をさせていただけるように、工事の請負契約の審議をさせていただくような予定で進めております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） 予定どおりいってるということなんですけど、何か支障になるようなこととか現場のほうでというようなことはありませんか。

○議長（国清一治君） 松本室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 現在のところ、私が知っているところで問題点となっているようなものは今のところはございません。

以上です。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） 当然地元の組合とも連絡、そこらあたりは十分に役員会を通じてやっていると思うんですが、十分な説明が一緒にできていますか。

○議長（国清一治君） 松本室長。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 工事の予定なんですけれども、水源地からろ過施設までの配管の水道管の布設がえの工事、それとろ過施設の更新工事を予定しておりますが、現在設計段階で、先日も地元の組合の役員さんと水源地等の現地踏査をさせていただいて、設計業者とともに進めていっておる次第でございます。

以上です。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） 以上です。

○議長（国清一治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ありませんので、議案第4号について質疑のある議員はお願いいたします。

住宅新築資金。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なしですので、続いて議案第5号について質疑のある議員は発言をお願いします。

集落排水事業。ありませんか。よろしいか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、続いて議案第6号について質疑のある議員は発言をお願いします。

介護保険特会。ありませんか。

6番節議員。

○6番（節 公一君） 今回の補正で、一般会計からの繰り入れもされてますし繰越金をまた補正してますが、年度末で繰越金どのくらい残る見通しなんですか。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○福祉課長（大西博己君） 今回給付増に対応するために基金の残りの分と繰越金の大半が充当されると思いますので余り期待はできませんが、ただまだ1月末、2月末、3月末の決算額を見てみると何とも言えませんが、まるっきり空になることはないと思いますが、多少は次年度に残せるのではないかなと、そのぐらいで、今んとこ最終決算が出んことには何とも言えません。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（節 公一君） いや、空になることはないっていうような話だったけど、空になったら非常に弱る話じゃし、これまだあと29年度も現在のままいかないかんわけですね。当然基金は底をつく見通しになると思うんですが、来年度の予算書を見よったら。繰越金も例えば1,000万円単位とか2,000万円単位とかそういう概算でもわからない、大体の見通しで。今回県のほうから借りるやつは必要なかったからということで減額しとるでしょう。来年度は今年度が余り少なかったらほういうことも考えないかんようになると思うんですが、大ざっぱな数字で結構なんですよ、どのぐらい残るかかっていうの、わかりませんか、金額的に。

○議長（国清一治君） 大西課長。

○6番（節 公一君） 座ってて結構ですよ。

○福祉課長（大西博己君） 県の借入金を取りやめたのは、これをそのまま借り入れますと29年度の次の第7期、30年度の保険料に大きくはね返ってきて、介護保険料を大幅に増額ということが見込まれましたので、何とか基金の残と繰越金の残り、基金に積み立てされなかった分でどうにかこの県の借入金は取りやめることができた。うまくこの冬場の給付が抑えれば800万円ぐらいは余力が残るんでないかという、甘いほうの見通しになります、それが。今私のほうで答えられるのは、3月審査分が出ることには確たることは言えませんが、そんなところでございます。

○6番（節 公一君） 雑駁な金額でいうたら1,000万円ぐらいの繰越金。

○福祉課長（大西博己君） 弱が給付残で残る可能性も残されてるというところですよ。

○議長（国清一治君） もうよろしいか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、議案第7号について質疑のある議員は発言をお願いします。

後期高齢者保険特会。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、議案第8号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ありませんか。よろしいか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） ポータブルの心電計が補助事業に漏れたんで購入しなかったわけなんですけど、今はポータブルの心電計はまだ使える年数があるってことですか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 今現在使っているのが、余り小さいんではないんですけども、とりあえず訪問診療等では使える分はあります。

以上です。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 訪問診療で使える、1階から入院に行く分は普通のポータブル、あれもポータブルやね。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 今回購入予定の分については、在宅者向けの助成事業であったんで、訪問看護とか訪問診療へ行くためのものを購入する予定でございました。ですので、診察室から病棟に行く分というふうな分じゃなくて、もっと小さい分を予定していたものです。今院内で使用している分については、まだ十分いけます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） それと、入院収益なんですけど、思っていた以上ではないかもわからんんですけど、患者数が目標より減った要因とかそれに対する課題を見出せとんかっていうところ、どうなんでしょうか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） はっきり言って、原因について確たるものっていうのは現在はございません。ただ、人口減ってというのが一番大きいところはあるかとは思いますが。あと、外来患者数がほとんど改善されていないような状況にありますので、外来患者の皆様が来られないがために直接うちの病院に来られて、そのまま入院されるっていう方が減っているっていうのが大きな要因でないかなあとと思います。

あとは、月によりまして入院患者数の増減が非常に大きいところがございます、少ないときでは30人切るし、多いときでは四十七、八人になります。そこらの波によってトータル的に平均的に下がってしまうようなところがあるかと考えております。

あと、包括ケア病床を12月に始めておりますので、そちらが病室とどうしても固定するっていうふうなところで、患者数がふえたときの対応っていうのが若干難しかったりするような部分も出てきておりますので、そこらもふえたときにどうしても入院が難しい場合とかが起こっていることも一つの原因であろうかとは考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） それともう一点、リハの単価が下がって変更処理がしてくれたって言われた部分があるんですけど、もうちょっとわかりやすくお願いしたいと思えます。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 病院の医療費につきましては、保険請求によって収入を得ております。保険請求するためには、施設基準の届け出というのが必要でございます、今回の分については勝浦病院では本来2名がリハを行うというふうな届け出をしておりました。そのときに1名の方が産休に入りまして1名になってしまったと。1名になると、その請求できる点数っていうのが下がるんですけども、それを気づかずに厚生支局からの指摘によりまして気づいたというふうなことで、その点数の差額、85点というふうな点数の差額ができるんですけども、その分を自主返納というか自主返還という格好で今年度に平成27年5月から28年8月分について返納するような格好になった分でございます。今年度分については、診療報酬の中で差し引きされて精算されるんですけども、27年度分については過年度になりますので、その分を今回の補正でお願いするように出しているものでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 1名に減ってとれる単位が減るじゃないですか、2名おったときより。これ以外にまだそういう基準があったっていうことやね。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 2名体制でやっていたときには170点であったのが、1名になったんで85点しかとれなかったっていう減の部分、それが今回返した分でございます。それとは別に、実際に人数が減っておりますので、1人当たりにリハを行える時間数っていうのが当然1名減ってますんで減っております。そこらが収入として減った部分は今返還した以外にもあるっていうことでございます。それは本年度の28年9月に地域包括ケア病床の分で1名増員した部分と、産休明けで11月から帰ってこられた分とで、地域包括ケアのリハビリをする点数と訪問リハとデイケアの分で、それ以降については利用者数の増は見込めておりますので、来年度に向けてもそちらのほうについては利用者数の増っていうのは見込めるかなと思っております。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） わかりました。リハがふえたんで、10月からまた単位がしっかりとれると思うんで頑張ってもらいたいなと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

1番仙才議員。

○1番（仙才 守君） 大ざっぱな聞き方になるんですが、今回のこの数字は、改築案が出てるでしょう、あれには織り込み済みなんですか。それとも、何らかの影響を与えるもんなんですか。大ざっぱで申しわけないんですけど。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 改築案に影響を与えていくのかどうかというご質問であろうかと思いますが、改革プランにおいて目標としていた数字には達しておりません。そういうふうな部分でいうと、改築の経営戦略というか経営の見込みあたりに若干の影響を与える可能性はあるかと思っております。ただ、改革プランでも医師数増云々によって経営の改善云々もするっていうようなところもはめておりますので、この1年だけを見てどうこうっていうのはなかなか言いにくいかなあとは思いますが。実際に医師増になった部分とか地域包括ケア病床の結果、またはリハビリ増の結果、そこらがある程度反映してくる29年度、30年度あたりの数字っていうのが今後の計画の改築の中の経営計画の中の一つの目安になってくるのかなというふうには感じ

ております。

以上です。

○議長（国清一治君） 1 番議員，よろしいか。

6 番議員。

○6 番（筈 公一君） 前に聞いたことあると思うんやけど，今回一般会計から 6,494万5,000円繰り出されて合計で1億5,000万円余りになっとんですが，これの中で法定的な繰出額っていうのはどのぐらいの金額的になるんでしょうかね。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） ご質問の趣旨は，国の繰り出し基準に基づいた部分がどのぐらいかというふうなことだと思います。

基本的に収益的収入で繰り出す予定の1億3,200万円程度，こちらのほうにつきましては全て国の繰り出し基準に基づいていると考えております。ただ，不採算地区病院の運営に要する経費っていうのは病院の収入によって賄うことができない経費についてというふうな部分でありますので，極端な話からいうとなかなか上限というのが決めにくい部分かなというふうには思います。

あと，資本的収入のほうでは，トータルで800万円ぐらいになろうかと思いますが，こちらのほうにつきましては起債の償還金については3分の1程度は繰り出し基準をオーバーして交付していただいている分になります。よろしいでしょうか。

○議長（国清一治君） 6 番。

○6 番（筈 公一君） 単純に言うたら，このうちの1億3,200万円，繰り出し基準のその分は交付金で充当されるということとイコールと考えていいんですか。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 交付金というのは地方交付税のことであろうかと思いますが，全てが賄えるかどうかっていうのは交付税の計算の仕方がいろいろございます。以前に改革プランのときに説明させていただいた分からいうと，そのときには不採算地区病院に要する経費については特別交付税で見られている部分，それと交付税で見る救急告示病院の分っていうのを基本に最低限にしたいというふうなお話をさせてもらったと思います。そういうふうなところで見ると，全部が見えているのかどうかっていうのは非常に難しいところがあるとは思います。ただ，単純に計



算すると、特別交付税の部分で五、六千万円、それと普通交付税では建設改良費の部分っていうんが何ぼか見てくれるようなことになっております。それは、病床数に幾らかの数を掛けてっていうふうなことになりますけれども、こちらのほうは実際に交付していただいている金額よりは非常に多い額が交付税措置の計算のもとにはなっております。ただ、こちらはまだ改築等があるときに非常に多くのお金が必要にはなりますけれども、そのときに交付税でよく見てくれるっていうんではなんで、これは10年、20年のうちが交付されていない部分が積み上がってきて、その分を町の2分の1の負担っていうところに返ってくるものであろうかと思っております。全部がっていうのはなかなかお答えがしにくい部分なんで今のようなお答えになろうかと思っております。

○議長（国清一治君） 6番。

○6番（籾 公一君） ほかのことに通ずるんですが、この交付税の中でお金に色がついとるわけじゃないけんという話になるんですが、これ後で検証ができるようになったんですか、この分についてはどんだけ分があったということは。

○議長（国清一治君） 山田事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君） 特別交付税の分については、基本的にわかるとは思います。ただ、普通交付税の分については、衛生費の中で病院が1つあって、何病床があつてっていうのを計算数値にはめていきます。ほんで、それをどれに充てたかっていうのをなかなか検証するのは難しいかと思っております。ただ、単年単年で交付税措置にあつた金額、それと特別交付税での対象になった金額、それと繰り出した金額とを比較するっていうことはある程度までは可能かと思っております。ただ、それを先ほど言ったように、建物を建てたときに大きくくれるっていうもんでもないんで、そこらはある程度考えながらの数字を見比べていく必要はあろうかと思っております。それと、企業債を借りた場合には、その上に償還金の2分の1を交付税措置されるとか、そういうふうな部分もございますので、そこらを1つずつ積み上げていけばある程度はわかるかと思っております。つけ足しになりますけれども、改革プランで出した特別交付税の分と交付税の救急告示病院の部分っていうのは、基本的にはほとんどうちに出していただけでも町としても損はしないというふうには考えております。

以上です。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○6番（笹 公一君） はい。

○議長（国清一治君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） なければ、以上で詳細質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定しました。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ございませんか。ありませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 中身のことでないんですが、3月会議で末が来てる中で今回は補正っていうことだったんですが、実際に今年度に事業を行った金額の中身とか不用額がわかる資料を持ち合わせていないってことはどういうことかっていうことを、誰が指導するんですか、こういうことは。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） ただいま第一読会でいろいろご質問いただいた中に対しまして担当課長から答弁をさせていただいたわけでございますけれども、一部なかなか資料がそろってなかったというところもございました。これにつきましては、今後それを教訓といたしまして、今後こういうことがないように執行部全体として改めてまいりたいし、即座にお答えできるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） いつももう少し資料が欲しいっていうところで、いつも詳細な資料がついていたら、中途の段階で資料として提出していたらまだ質問も減っていたかと思うんで、議会の運営に対してもそういうことは必要ではなかったかなと思って、そのことだけ質問させていただきました。

以上です。

○議長（国清一治君） 答弁はよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第3号、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第5号、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第6号、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第7号、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑のある議員は発言をお願いします。

議案第8号、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第8号までの8件を一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（国清一治君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号平成28年度勝浦町一般会計補正予算（第7号）から議案第8号平成28年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第2号）までの8件は原案のとおり可決いたしました。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午後3時51分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第12、議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第27、議案第24号、勝浦町道路線の認定についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、議案第9号から議案第24号までの提案理由の説明をさせていただきます。

議案第9号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は、町長について報酬を平成29年4月から平成30年3月までの間、条例に定められた給料月額から当該額の10%に当たる額を減じるものであります。

議案第10号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本年4月1日付で医師を採用することにより、本条例で規定されている等級別基準職務表の変更などの改正が必要になったため、規定の改正を行うものであります。

議案第11号は、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてでございます。

この条例につきましては、地方公務員法第26条の6第1項のほかの規定に基づく職員の配偶者同行休業について必要な事項を定めるため規定の制定を行うものであります。

次に、議案第12号は、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでござ

ざいます。

条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定整備として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に第26条が追加され、以後が1条ずつ繰り下げられたことに伴い、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものであります。

議案第13号は、勝浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましては、条例で定める独自利用事務であります条例事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定整備として行政手続における特定の個人を識別するための番号を利用するなどに関する法律に第19条第8号が追加され、以後が1号ずつ繰り下げられることに伴い、勝浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものでございます。

議案第14号は、執行機関の附属機関に関する条例の制定についてでございます。

この条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または他の条例に定めがある場合以外に執行機関の附属機関を設置する場合があります、その対応のため必要な規定の制定を行うものであります。

議案第15号は、勝浦町消防団分団詰所の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本町にあります消防詰所の名称をわかりやすくするために名称を変更するなどに伴い、必要な規定の制定を行うものであります。

議案第16号は、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律などが平成28年11月28日に公布されたことに伴いまして、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものであります。

議案第17号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成29年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険税が変更されることに伴い、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため規定の改正を行うものであります。

議案第18号は、勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成27年度及び平成28年度改正の省令による地域密着型基準の改正に伴い、勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため規定の改正を行うものであります。

議案第19号は、勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成27年度及び平成28年度改正の省令による地域密着型介護予防基準の改正に伴い、勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため規定の改正を行うものであります。

次に、議案第20号は、勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、平成27年改正の省令による介護予防支援基準の改正に伴い、勝浦町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため規定の改正を行うものであります。

議案第21号は、勝浦町母子福祉年金支給条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、年金の受給要件に所得制限があることなどにより年金の支給時期を変更するため規定の改正を行うものであります。

議案第22号は、勝浦町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成29年4月から現在の11簡易水道を勝浦町簡易水道に統合するため、勝浦町簡易水道設置条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものであります。

議案第23号は、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成29年4月からの勝浦町簡易水道への統合や料金徴収事務の町への移行に伴う水道料金改定を行うためなどにより勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する必要性が生じたため規定の改正を行うものであります。

議案第24号、勝浦町道路線の認定についてでございます。

このたび勝浦町の町道として新たに2路線を認定するものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願いを申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終わりました。

続いて、詳細説明をお願いしますが、町長の説明とできる限り重複しないよう説明をお願いいたします。

まず、議案第9号から議案第15号までを野上参事。

○参事兼企画総務課長（野上武典君） 議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明について申し上げます。

平成28年度まで町長、副町長及び教育長の給料について自主削減を実施してまいりましたが、平成29年度は町長の給料についてのみ20%の自主削減を継続するというふうに条例改正をいたしております。きょう朝配付させていただきましたお手元の議案第9号参考資料で29年度と28年度との対比の表をつけさせてもらっております。参考にごらんください。

なお、特別職の報酬及び給料につきまして、3月2日に勝浦町特別職報酬等審議会を開催いたしまして、町内有識者のご意見をいただいた結果をもとに、今回の提案とさせていただきます。

それから、議案第10号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について詳

細説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、第20条第3項の再任用職員の期末手当を規定する条項で、これも朝配らせていただきました議案第10号の新旧対照表をごらんいただけたらと思います。

平成28年度の給与改定等に伴う改正をつけ加えたものでございます。それと21条では勤勉手当を規定する条文中、人事評価のというところの文字が重複になっておりましたものを訂正するものでございます。今回の改正での趣旨につきましては、先ほどの町長にありました新たな医師を登用することによりまして医療技術者の状況に応じて幅広く運用を可能とするための医療職の等級別基準職務表を改正するもので、2ページ目とその次の3ページ目をごらんいただけたら新旧対照表を掲載させていただいております。

左側が改正後でございますが、2級のところから医師または同程度の職務、それから3級につきましては医長、副医長、医師または同程度の職務、4級につきましては医長、副医長というものを改正し、つけ加えさせていただいております。

あわせまして、3ページでは5級のところの薬局長云々とあるところで主任薬剤師の後に主任栄養士と主任作業療法士までをつけ加えております。

続きまして、議案第11号、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、地方公務員法第26条の各項の規定に基づき、職員の配偶者がこの条例の第4条に規定する海外に滞在する事由に該当し、職員が配偶者に同行休業する場合、その申請に基づき公務の運営に支障がないと判断したときに3年以内の休業を認めることを規定する条例でございます。これにつきましては、恐れ入りますが参考資料はございません。

第5条からは申請及び期間延長の申請、承認の取り消し、承認された職員の届け出義務などの手続を規定いたしております。

続きまして、議案第12号、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての詳細説明でございますが、議案第12号、議案第13号とも同じ法律の改正に基づいて条項等がずれたために改正するものでございます。同じく新旧対照表をつけさせていただいておりますので、確認をいただけたらと思います。

なお、この施行日につきましては、29年5月30日が法律で流れておる施行日というふうになっておりますので、この条例の改正についても29年5月30日というふうになっております。

同じく議案第13号、勝浦町行政手続、ちょっと長いんでもう割愛させていただきますが、この条例の一部改正についても議案第12号と同様に法改正による条項等がずれたたための改正というふうになっております。

それから、議案第14号、執行機関の附属機関に関する条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関の設置について規定する条例で新たに制定するものでございます。

地方自治法では、普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるとなっており、町の重要な計画や事業について町長が諮問する場合などの審議会などがこれに当たることとなります。これまで本町では要綱等を定めて委員等の委嘱を行ってまいりましたが、裏面の別表に規定する重要な審議会等について、今回条例において規定するものでございます。

最後に、議案第15号、勝浦町消防団分団詰所の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。詳細説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、勝浦町コミュニティー消防センターの設置及び管理に関する条例（平成2年条例第8号）を廃止して、新たに全ての勝浦町消防団分団詰所について設置及び管理に関する条例を制定するもので、分団各詰所の名称及び位置について規定いたしております。設置及び管理方法については以前の条例とおおよそ変わるところはないんですが、町長が勝浦町消防団にこの管理を委託することができることを規定いたしております。

なお、附則におきまして、以前の勝浦町コミュニティー消防センターの設置及び管理に関する条例につきましては廃止するむねの規定を設けております。なお、古い先ほどのコミュニティー消防センターの設置及び管理に関する条例につきましては、参考資料として添付させていただいております。

以上、企画総務課関係の条例改正等についての詳細説明は以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に、議案第16号と議案第17号について、笹山税務課長。

○税務課長（笹山芳宏君） 議案第16号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について詳細説明を行います。

今回の改正の趣旨は、消費税の10%への引き上げが平成31年10月1日に変更された法律改正に合わせて行われるものでございます。

第1条の改正につきましては、個人住民税における住宅ローン減税措置について、適用期限を平成33年12月31日まで2年半延長するという内容でございます。

第2条の改正につきましては、1点目は軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備でございます。

2点目は、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う規定の整備でございます。

3点目は、法人税制の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う施行期日の変更でございます。

4点目は、法人税割の税率引き下げの時期が変更になったことに伴う規定の整備でございます。

5点目は、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設、平成29年4月1日施行分についてでございます。

6点目は、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う適用年度の平成29年度から平成32年度への変更についてでございます。

続きまして、議案第17号、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について詳細説明を行います。

今回の改正は、平成28年12月22日に平成29年度税制改正の大綱が閣議決定されたことに伴い、国民健康保険の減額の対象となる所得基準を変更するものでございます。

1つ目は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を26万5,000円から27万円に引き上げる。

2つ目が、7割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を48万円から49万円に引き上げるという内容でございます。

3番目につきましては、附則第4項中の「第36条第1項」に該当するものがございませんので今回削除させていただき「36条」に改めるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 次に、議案第18号から議案第21号までについて、大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） この件につきましては、町長の説明のとおりでございます。

第18号議案の内容につきまして、平成27年改正省令によるものが、1つが定期巡回随時対応型訪問看護介護におけるオペレーターの配置基準の緩和、介護医療連携推進会議及び外部評価の効率化と訪問看護サービスの提供体制の見直し。

2としまして、認知症対応型通所介護における通所介護の目標の明確化、夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化、共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し。

3としまして、小規模多機能型居宅介護における看護職員の配置要件の緩和、管理者の兼務可能事業の拡大、登録定員等の緩和、運営推進会議及び外部評価の効率化。

4つ目が、条例の第6章に所属するところで、認知症対応型共同生活介護におけるユニット数の見直し、これが現行勝浦町のあゆの里が該当します。

5つ目が、地域密着型特定施設入居者生活介護における入居者の同意書提出義務の撤廃。

6つ目が、条例の第8章で地域密着型介護老人福祉施設が特別養護老人ホームの喜楽苑という事業所が該当します。そのサテライト型の地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係る要件の緩和。

7つ目が、複合型サービスにおけるサービスの名称の変更でございます。登録定員の緩和、運営推進会議及び外部評価の効率化。

以上の7点が27年改正の省令によるものです。

28年改正省令による改正では、地域密着型通所介護の基準の新設、認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置と小規模多機能型居宅介護における小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する場合の基準緩和が主な内容になります。

施行日につきましては、法令上、平成28年4月1日から1年間の猶予期間が認められており、平成29年3月31日までの速やかな施行とされてるため、公布日のほうは公布の日から施行するというふうにいたしました。

現在本町では喜楽苑以外に該当の施設、事業所がないため、この条例による影響は限定的でございますが、町外の施設や当該施設を利用する場合の変更説明、将来当該事業が開始される場合に備えて基準の条例を改正していくものでございます。

続いて、本日配付しました新旧対照表によりかいつまんで勝浦町に該当する事業のみを説明させていただきます。

60ページからございますので、全部を説明するのは時間的にも不可能で不必要かと思っております。

それでは、第18号議案のほうをまずあけていただけますか、配付資料の。新旧対照表。4つまとめてございますのでわかりにくいかと思いますが、3月ひな会議の議案第18号、議案第19号、議案第21号の詳細説明参考資料という冊子で、第18号議案の40ページを開けてください。

40ページの一番下のあたりに第113条というのがございます。これは、改正前では現行施設のその施設数が1または2とするというのを、改正後では、要件はございますが、1つの事業所にその数を3つとすることができる。つまり、ごくごく簡単に説明しますと、あゆの里の類似の施設で要件に該当する施設であれば3つ設置することが条例で可能だという説明でございます。ただ、本町喜楽苑のほうで現在あゆの里を増築したりもう一事業所をふやすような計画がございませんので、今のところこの条例が影響するようなものはございません。

その第6章のほうでほかの109条から128条までの条例がございしますが、これは政令の根拠規定の変更によるものでございますので、根拠法が変わるだけで条例そのものの内容が変わるわけではございません。

第8章が特養、喜楽苑の運営に関する規定ですが、対照表44ページの150条から対照表49ページの189条まででございますが、これも政令によります根拠法、上位法、その他の条例の変更によるものでございますので、喜楽苑の現在の設備運営に関する影響及び将来的な今現在福祉課で掌握しております計画等に影響する改正ではございません。

以上がかいつまんでございますが第18号議案の詳細説明でございます。

続いて、第19号議案の詳細説明に移ります。

その資料の第18号議案というのが60ページまでです。60ページの次が第19号議案の新旧対照表でございます。ご面倒ですが、これを開けておいていただけますようお願いしたいんですが。

第19号議案、改正の根拠につきましては、町長の説明のとおりでございます。内容につきましては、27年の省令改正によるものは、1つが介護予防認知症対応型通所介護における夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化、共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し、2つ目が介護予防小規模多機能型居宅介護における看護職員の配置要件の緩和、管理者の兼務可能事業の拡大、登録定員の緩和、運営推進会議及び外部評価の効率化、そして3つ目が介護予防認知症対応型共同生活介護におけるユニット数の見直し、以上の3点でございます。

28年の改正省令の内容は、介護予防認知症対策対応型通所介護における運営推進会議の設置と介護予防小規模多機能居宅介護における小規模な通所介護事業所が介護予防小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する場合の緩和基準が主なものでございます。28年の改正内容につきまして関係しておるのは、先ほどのあゆの里で実施しておる事業のうち、要支援2の該当者の事業が対象になります。

施行日につきましては先ほどと同じで、29年3月31日までの速やかな施行ということになっておりますので、公布の日から施行とするいたしました。

現在本町ではこの喜楽苑以外に施設、事業所がないので、その条例改正による影響は限局的でございますが、町外の施設に行ったり当該事業を利用する場合の変更説明、将来当該事業を開始する場合に備え、条例の基準を改正しておくものでございます。

それで、新旧対照表のほうで必要なのが、10ページをお開きください。対照表の10ページ。

対照表の12ページから13ページで74条というのがあると思います。74条の実施運営事業所数が1または2とあるのを、これは要件によっては3つにできるという、先ほどの喜楽苑のあゆの里のほうの説明と一緒にですが、その中の要支援2の該当者が該当する事業が要件によっては3つを1つの事業所が設置することができるという改正で

ございますが、今現在もあゆの里のほう、それ以上ユニット数をふやすようなという予定もございませんので、たちまち影響があるようなものではございません。

あと、それ以外の条文につきまして、74条から86条までがこの事業の根拠規定になるんですが、これは法令の根拠規定の変更によるもので、内容等に変更はございません。

第19号議案の詳細説明は以上でございます。

続きまして、議案第20号、資料のほうは第19号議案の最終ページが13ページで、その次が第20号議案の参考資料の新旧対照表でございます。

第20号議案につきましては、根拠のほうは先ほどの町長の説明のとおりでございます。

内容につきましては、個別サービス計画の提出の義務づけと地域ケア会議に対する協力の義務づけ、これは努力義務とされておりまして、本町では28年度からこの地域ケア会議、それと以前より個別サービス計画の義務づけは既にもう実施されておりますので、条例改正の影響は受けるわけではございません。

施行日につきましては、さきの2件と同じで、29年3月31日までに速やかな施行とされてるもので、公布の日から施行ということにさせていただきます。

対照表に基づきまして条例を一つ一つというのではちょっと多過ぎますので、この条例の対象事業所でございますが、これは現行喜楽苑のみかんの郷を中心に実施している事業の規定ですが、対照表1ページから3ページまでの根拠規定及び他の条例の変更による改正でございます。あえて言うなれば、第10条の身分証携行に関する規定が、初回訪問時と家族から求められた場合のいずれかだったものが、及び、つまり求められればその都度提示しなければならないこと、第31条では努力義務の基準が変更になったことぐらいでございます。当該施設も踏まえて喜楽苑の当該実施事業は従来から厚労省の基準を満たしておりますので、この条例に関する影響は施設側にも職員にもそして利用者にも影響はございません。

3ページの末尾の変更施行日は先ほどと同じでございます。

第20号議案の詳細説明は以上でございます。

第20号議案の3ページの次が第21号議案の新旧対照表でございます。

そちらのほうを開けていただいて、第21号議案、勝浦町母子福祉年金支給条例の一

部を改正する条例についてでございますが、改正内容はこの新旧対照表のとおり、支給日の期限の変更でございます。第4条の年金、年1回1万円の支給時期につきまして毎年「6月15日」までとあるのを毎年「10月末」までにと改正したいと思いません。

改正理由といたしましては、受給要件に所得制限があるため、確定した住民税の賦課情報が確実なものが得られる7月以降になること、また同年金の受給者の大半が児童扶養手当受給者と重複するため、同手当受給申請の時期、9月末申請と合わせるのが、受益者の手間暇を考えた場合に1度の申請で済み、支給額から考えた場合に合理性がある。さらに、現行の事務の現実問題としまして、10月ごろにこの年金のほうと児童扶養手当を同時に支給するという現実問題がございます。条例上の運用からも現実的な支給時期を設定するというのが適切と考えられると考えまして、本条例を改正するに至りました。

施行日につきましては、平成29年4月1日といたします。

第21号議案の詳細説明は以上です。

○議長（国清一治君） 資料配付のため、小休します。

午後4時42分 休憩

午後4時43分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

次に、議案第22号と議案第23号について、簡易水道対策室松本室長お願いします。

○簡易水道対策室長（松本博文君） 配付をさせていただきました別添資料の資料1の改正後、改正前を議案書とあわせてごらんいただきたいと思えます。

議案第22号、勝浦町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

勝浦町簡易水道設置条例（昭和45年勝浦町条例第19号）の一部を次のように改正する。第2条を次のように改める。

（名称）第2条簡易水道の名称は勝浦町簡易水道とし、給水区域は次のとおりとする。

表の中の名称を簡易水道と表示していたものを地区と表示するように改めます。これは、簡易水道事業の統合計画に基づき、各簡易水道が独立して運営している状態で

あったものを勝浦町簡易水道の組織化として統合するものです。また、地区と改めた名称を西の坂本地区から東の今山地区に並びかえております。

次に、給水区域ですが、現況にあった詳細な給水区域の表示に改めるとともに、川北地区の並松地区、今山地区及び沼江、掛谷地区の掛谷地区、沼江地区と表示していたものを地区から区域に改める改正をお願いするものです。

以上について、議案第22号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号です。

配付させていただいた別添資料の資料2の改正後、改正前を議案書とあわせてごらんいただきたいと思います。

議案第23号、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

勝浦町簡易水道管理条例（平成27年勝浦町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条中、「別表」を「別表第1から第12」に改める。これは、法制執務的に適正な条例の記載方法として改めるものです。

続いて、附則第5項中、「川北簡易水道の区域」を「川北地区」に、「並松地区」を「並松区域」に、「別表」を「別表第12」に改める。これは、議案第22号の改正に伴う改正と、さきに説明をさせていただいた第23条中、「別表」を「別表第1から第12」に改める改正に伴うものです。別表を次のように改める。

これは、水道料金につきまして、棚野久国地区、西岡地区及び沼江掛谷地区、沼江区域の水道料金を改正するもので、いずれも値上げをしております。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 次に、議案第24号について、柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） それでは、議案第24号の詳細説明をいたします。

勝浦町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により、次の道路を町道に認定する。平成29年3月7日提出。

路線番号といたしまして337、認定路線名といたしまして横瀬中村線。起点が勝浦町大字三溪字中村113番4、終点が勝浦町大字三溪字中村113番2。延長が55.6メートル、幅員が2.5から8.8メートル。備考といたしまして、新規認定でございます。

続きまして、路線番号が231、認定路線名が坂本大泉線。起点が勝浦町大字三溪小栗須54番地18、終点が勝浦町大字坂本太郎山6番32。延長が2,650メートル、幅員が3.1から6.3メートル、追加認定でございます。

なお、添付資料の中に航空写真にて位置図と現地の起点、終点の状況等を記載しております。

それで、最後に、認定の基準について資料を添付してございますので、参考にしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 以上で議案第9号から議案第24号までの詳細説明は終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす9時30分から会議を開きます。

ご苦労さんでした。

午後5時00分 散会